

令和7年12月10日（水）

於・農林水産省本館7F 第3特別会議室

第223回林政審議会議事速記録

林野庁

午後2時30分 開会

○小島林政課長 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

まず、定足数について御報告させていただきます。本日は、委員20名中、オンラインでの御出席を含めて17名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

本日は、河野委員にオンラインで御出席を頂いております。

また、佐藤委員、日當委員及び平井委員が御欠席となっております。

林野庁の出席者につきましては、お手元の参考2の林野庁名簿を御覧いただければと存じますが、林政部長が業務の都合により欠席となっております。

続きまして、まず資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元に紙の資料とタブレットを用意していますけども、本日の資料は、まず議事次第と資料1-1から資料1-6までの6点及び参考資料が2点、参考資料1、2の合わせて計8点ございます。

もし不足等ございましたら、お声掛けいただければと存じます。

また、本日御欠席の佐藤委員及び平井委員より意見書の提出がございます。そちらも紙資料でお配りをしております。加えて、前回の林政審議会の現地視察概要、これも紙でお配りをさせていただいております。こちらにつきましては委員の皆様限りの扱いとしていただきますよう、お願い申し上げます。

以上、不足等ございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、ここからの議事進行は立花会長にお願いしたいと思います。

立花会長、よろしくお願ひいたします。

○立花会長 皆様、こんにちは。本日も御参集いただきまして、誠にありがとうございます。体調を崩しがちな季節になって、崩している私の周りの学生も多いんですけれども、こういった大勢の方が御出席いただき、大変有り難いと思っておりますし、しっかりと本日も審議していきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

まず初めに、小坂林野庁長官に御挨拶をお願いしたいと思います。

○小坂長官 どうも皆さん、お疲れさまです。本日は年末近づくお忙しい中、大勢の委員の皆様に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

また、前回は現地視察を兼ねて現場で林政審を開いていただきて、私も行きたかったんですが、仕事の関係上行けなかつたんですけども、皆さんから本当に非常に有意義な現地視察、それと委員と林野庁の交流もできたという御報告を受けていますので、非常に良かったなというふうに思う次第でございます。今日も森林・林業基本計画の議論ということで、いよいよ3回目、川下、川中とやってきて、今回川上側ということで、個別の議論は今日が最後ということになります。

私なりのポイントを言いますと、やはり伐って使って植えて育てるためには、しっかりと再造林をしなければいけない。再造林というのはやはり再投資なので、林業自体がもうからなければいけないということであるとか、そしてしっかりと経営できる経営体を作っていくかなければいけないとか、いろんな世の中のニーズに対してサプライチェーンを作っていくかなければいけない。そういうことは今までの中で御議論いただいてきたと思っています。今日は山側ですので、特に森林計画制度において再造林の規律をきっちり高める、実効性を高めるということをしていかなければいけないと思っていまして、さらに、そういった森林計画制度に基づく再造林の規律が高まれば、合法証明、いわゆるクリーンウッドによって川中・川下にそういう情報が伝達されるわけですから、そういう合法性・持続性といった形のサプライチェーンにもつながっていく。そういうことを再造林を進めるすべての一つとして御議論いただければ思います。

もう一つは、集積・集約化を進めるということで、これも今回の基本計画の大きなコンセプトの中に、今まで間伐主体だったものが主伐・再造林になっていくことがあります。間伐のときは、今まで集約化といって、間伐対象地をまとめて、そして合理的に間伐すれば、それである意味いい形ができるというのが基本的な考え方だったんですけども、この再造林になってくると、作業地をまとめるだけじゃなくて、経営を頑張る人にまとめなきやいけない。そういう意味では集積・集約ということで、これも改正森林経営管理法で新たにそういったことを地域ぐるみで議論をしていただくような取組であるとか、境界をこだわらないような新たな面的な経営の在り方とか、そういうことを御議論いただければと思います。

このほか、国土保全の方は気候変動等々で災害が頻発していますし、多様な森づくりというところでいえば、生物多様性であるとか昨今のクマの問題、クマと人とのすみ分けの問題、そういうことにも直結するような話だと思っています。またさらに、前回か前々回、委員の皆さ

んから、やはり国有林、森林の3割を占める国有林の議論も進めていただきたいというお話をあり、今回国有林の資料も用意しているところでございます。

いずれにしましても、委員の皆様のそれぞれの立場から、それぞれの視点から忌憚ない御意見を頂いて、そういうものを反映して基本計画につなげていきたいと思っていますので、本日もよろしくお願ひいたします。

○立花会長 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。議事、（1）森林・林業基本計画の変更についてです。

それでは、今回議論していただくテーマについて各担当課長から御説明をお願いいたします。

○横山企画課長 企画課長でございます。各資料の御説明に先立ちまして、資料1-6について一言御案内を申し上げます。

資料1-6、これは10月6日の本審議会でお示しした事業者等の意見把握の結果でございますけれども、87ページ以降に関係学会からの意見把握の結果について追加をさせていただいておりますので、改めてお配りをしたものでございます。適宜御参照いただければというふうに思います。

それでは、改めて資料1-1から資料1-5まで担当課長から順次御説明を申し上げたいと思います。

○土居計画課長 資料1-1、再造林の推進について計画課長から説明をいたします。

おめくりを頂きまして、1ページ目です。

第2回でも御説明をいたしましたが、持続的な経営に基づく木材が社会から求められている中で、森林資源の循環利用を進めることが重要でございます。これには川上から川下まで各段階で取組を進めることが重要ですけれども、この絵の中の今回は赤枠で囲いました川上側について御説明をします。

2ページ目です。

森林資源の循環利用には伐採したら再造林をする、これが必要でございます。これに必要な対応策を右側にある四つのポイントに整理をいたしました。一つ目は、森林計画制度による林業適地の再造林の実施の確保、そして二つ目、長期にわたる持続的な経営を行う林業経営体の育成とした経営体への森林の集積・集約化、三つ目は、伐採の生産性向上と造林の省力化、四つ目は、木材サプライチェーンにおける持続可能性やコスト構造に関する情報伝達・共有でございます。これらの施策を総動員して推進するということが重要と考えています。今回この資料ではまず森林計画制度による再造林の推進について御説明をし、後ほど別の資料で森林の

集積・集約化について御説明をいたします。

次のページ、3ページ目でございます。

再造林の推進に当たり、まず伐採と再造林の実施状況を把握することが重要です。左の上に表があります。民有林の伐採面積は従来、木材生産量を森林簿のヘクタール当たりの平均蓄積で割り戻して推計をしておりまして、国有林も含めた全国の伐採面積の推計値は、一番左にありますが、8万～9万ヘクタールでございました。一方で、全国1.5万点の調査から得られましたNFIデータ、森林資源調査のデータを用いて推計すると、ここにありますとおり6～7万ヘクタール、そして衛星画像を用いた推計でも6～7万ヘクタールとなりました。

こうした推計の方法について、どれを使っていくのが良いかということですが、左の下にメリットとデメリットを整理をしています。

一つ目のNFIベース、二つ目の衛星画像、こちらはいずれも都道府県ごとの面積を把握することが難しいというところで、将来的には都道府県ごとに把握が可能な伐採届などの行政情報の活用に移行するというのが、現実的ではないかと思いますが、全国の統計値として当面はNFIによる推計値を用いる、こういうことが必要ではないかと思っております。というのも、行政情報については、複数年の伐採計画もあり年によってのばらつきが大きい、こうした方法への移行はすぐに難しいということで、数値の補正方法の整理、市町村の体制整備などの課題が解消されれば、移行ができるふうに考えております。

仮に伐採面積を見直した場合、全国の再造林率は、この参考で造林面積がありますので、割ってみると、5～6割程度となります。これまでの推計よりも高い水準になりますが、一方で右側に衛星画像があります。現在伐採が行われている場所は、このように市街地に近いような条件がいい循環利用を図るべき森林というふうに考えられるので、再造林が十分ではないという状況には変わりはないということで、こうした森林における再造林の推進は引き続き不可欠と考えております。

次のページ、4ページ目です。

左の上にありますが、市町村森林整備計画で特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定を推進しています。この区域で森林経営計画を立てて計画的な施業を行う際には、再造林を必須としております。また、この右下側、伐採や造林をする際には伐採造林届出を市町村に提出することになりますが、当該区域で植栽が計画されていない場合は、変更するように指導することとしております。今後も計画的な区域設定を進めるとともに、森林経営計画制度や伐採造林届出制度を円滑に運用することが重要と考えております。

そして、次に 5 ページ目です。

ゾーニングと森林経営計画ということで、左上側、森林経営計画の認定面積、これは若干の低下傾向というふうになっております。計画的な森林施業を促進するには重要な制度でございますので、こうした計画の作成促進に向けた運用見直しを検討することが必要と考えております。

そして、右上です。森林経営計画制度においては、生物多様性を高めるための取組を記載することができるよう制度の見直しを行いました。これによって、例えば最小限の刈り払いや整地といった活動を行うこと、そして植生の状況などをモニタリング調査すること、こうしたことを確認して、クリーンウッド法における情報伝達などを活用しまして、川中・川下に持続的な経営を実施しているというふうに表明をすることが可能となりました。

そして、左の下側ですけれども、これも第2回の会で御説明しましたが、TNFD提言によりまして、環境に配慮した企業経営のニーズが高まっております。こうした動きも踏まえまして、森林計画制度に基づき、持続的な経営に基づく木材生産を推進していくことが重要だと考えております。

6 ページ目、森林情報の関係です。

森林の整備を進める上で基礎となる森林資源情報の精度向上が必要と考えております。左上にあります航空レーザ測量、そして左の下にあります衛星画像、こうしたリモートセンシング技術を活用しまして、情報取得の効率化や精度向上を推進することが重要と考えています。

そして、右側ですが、森林資源情報は近年、国産材の需要拡大、J-クレジットの創出、こうした観点からも、木材産業、そして都市部の企業などからの関心も高まっております。こうした様々な主体の皆さんのが情報を活用できるようになることで、森林・林業に関するサービスの高度化や創出が期待されると考えております。このため、都道府県において森林クラウドなどございます。こうしたものを活用したオープンデータ化を推進するとともに、林野庁でも民有林と国有林を合わせた全国統合データを整備して、順次オープンデータとしていくことを予定しております。

個別の説明では最後になりますが、7 ページ目、シカの関係です。

再造林、これを進める上で正にこのシカ、野生鳥獣被害の大半を占めるシカの被害対策は重要でございます。左下の写真にありますとおり、シカの食害により成林が困難となります。主伐の実施を検討する際には、シカの生息状況を踏まえることが重要です。

そして右側、事例を載せております。こうしたシカ被害を減少させるためには、地域と林業

関係者の皆さんのが連携したシカの捕獲、適切な被害防除対策、効果的な捕獲に資するような技術開発の推進が重要です。事例の1ですが、ドローンを活用した生息状況の把握、わななどによる効率的な捕獲を実施している事例です。そして事例2ですが、国有林、市町村、獣友会で連携をした捕獲などの被害防止対策を行っている例です。事例の3ですけれども、広域的な被害対策案の作成を行う鳥獣被害対策コーディネーターの育成をする取組です。こうした取組を推進することで被害対策を進めることが重要と考えてございます。

最後、8ページは、主な課題と対応方向ということで、途中述べたようなことをまとめたものでございますので、説明は割愛をいたします。

まず、資料1、以上でございます。

○増山森林利用課長 森林利用課から続きまして資料1－2、集積・集約化の推進について御説明させていただきます。

ページおめくりいただきまして、まず集積・集約化、冒頭、長官からお話をございましたとおり、非常に重要な課題でございます。左上、イメージを示しておりますけれども、この集積、森林経営の管理権ですとか所有権等、個々の森林の経営管理を行うための権利を市町村ですとか林業経営体に集めていく、こういうことを指しておりますけれども、ただ、これだけでは必ずしも面的なまとまりを伴わないということでございますので、やはり集約化が重要になってまいります。必要な路網整備等の措置を講じながら、面的なまとまりを持って一体的かつ効率的に経営管理を行える、こういう状態に持っていくのが集約化というふうに捉えておりますが、このやり方として、赤の林業適地の人工林については、長期にわたる持続的な経営を林業経営体に集積・集約化をしていく。それから青の部分、林業適地以外の人工林については、公的主体を中心に整備・管理を行っていく。こういう方向でお示しをしております。

具体的にどのようにやっていくか。右側です。これから集積・集約化の取組のやり方として、一つはリモセン技術を活用したやり方、それから下にありますとおり、所有権移転等も含めた取組、これも重要な要素になってくるというふうに考えております。

ページおめくりいただきまして、2ページでございます。

先ほど森林経営計画の説明もありましたけれども、こういった民間のみではなかなか集積・集約化が進まない現状もあるということを踏まえまして、この審議会でも説明させていただいておりますけれども、森林経営管理制度を創設いたしたところでございます。スキームについてお示ししていますが、下のところに数字も含めてこれまでの進捗、お示ししています。令和5年までの5年間の実績で103万ヘクタール、意向調査して、その中で市町村に委託を希望す

るところ、22.6万ヘクタール、この中で、右側に行きますけれども、市町村が預かった森林、経営管理権が設定されたところが2.3万ヘクタールあるのですが、この中から更に林業経営体に再委託をするところというのが0.3、ここが少し数字が伸び悩んでいるところでございます。ただ、市町村に委託希望あった22.6万ヘクタールの中で経営管理権が設定されたところ、2.3万ヘクタールなんですけれども、それ以外の部分についてもあっせん等を行いまして、森林の整備は一定程度進んでいるところでございます。

ページをおめくりいただきまして、3ページでございます。

集積・集約化の課題が何なのか、市町村アンケートの結果を示しておりますけれども、左側です。市町村役場の職員が足りないという問題に加えまして、構造的な問題、三つ矢印囲っているところ、ここが重要なポイントかと思っています。一つは、所有が小規模分散的。一つは、所有者不明の森林が増えているということです。右側に数字ありますけれども、登記簿情報だけでは所有者に連絡が付かない割合が林地の場合、33%となっています。それから、もう一つは境界不明確な森林が多いという問題。地籍調査の進捗率に関して申し上げますと、森林、林地については47%、ほかの土地利用よりも進捗が少し数字が低いという現状でございます。

次に4ページ、おめくりいただきまして、先ほど申し上げましたいろんな課題がある中で、どういうふうな工夫が現場で行われているかということでございますが、一つは島根県邑南町の事例です。林業経営体の当初の提案、これは9ヘクタールということで検討が進められて、その後、周辺の小規模分散森林も含めて、あるいは分収林なども参画を頂きながら、協議後、67ヘクタールまで拡大をしました。その中で効率的な路網計画に取り組んだり、あるいはそういった取組を進めて、その中で21ヘクタールの集積・配分計画に至った、こういう事例があります。

それから、左下、所有者が不明な森林について、経営管理制度の中では一定の手続を踏まえることによって権利設定ができる仕組みがあります。こういう中で、京都府綾部市の事例ですけれども、これは0.33ヘクタール、非常に小さなところに登記名義人が25人だったところ、相続人探索をしたら147名の共有者が見つかったと。この制度を使って、2年10か月をかけてこの権利設定を行い、間伐を行ったという事例でございます。

こういう事例を踏まえて、右側、経営管理法の改正ですけども、来年4月の施行に向けて今準備しているところでございますが、一つは集約化構想。経営管理権の設定移転を更に促進する新たな仕組みとしてこれを設けました。地域の関係者で協議し、受け手や路網整備等の方針といった森林の将来像を定めるというものでございます。これの中で、一番右側の②のところ

にもありますけども、所有権移転も可能とすることも措置しているところでございます。それから、もう一つ上のポツの二つ目ですが、所有者不明森林等は公告等の期間が6か月に定められていたのですが、これを2か月に短縮をするなどして、市町村事務の負担の軽減措置を講じているところでございます。

次、5ページでございます。

リモセンを活用した効率的な境界の明確化。左上の、今までの境界明確化のプロセスを示していますけども、特に現地立会い、境界測量の部分があるんですけども、所有者の高齢化ですか不在村化によって、この現地立会いを行うのがなかなか困難な状況になっており、かつ、測量に時間、労力を要して負担にもなっているという現状がございました。こういう中で、我々として航測法を進めているわけでございますが、リモセンのデータを根拠に境界の推測をする。境界推測図を作成する。これをすることによって、現地に行って現場確認をするところの手續が省かれるということで、負担の軽減につながるということでございます。

境界の明確化については、上の箱の二つ目のところにも書いていますけども、長期にわたって経営していくことが可能な、所有権の移転みたいなことをこれからやっていこうとしたときに、登記簿への反映ですか、そういったこともにらみながら、より正確な境界を確定していく、こういうことも課題になっているんだろうと思っています。ただ、この真ん中にありますけども、いざ地籍調査へ活用しようと思ったときに、地上法だと今までコンパスの簡易測量をやっていましたので、測量精度が地籍調査の求める水準にならないとか、そういった課題がありました。この中で、リモセンを使うことによって高精度な測量成果になり、それが地籍調査に活用しやすくなるということもありますので、右側にありますとおり、国交省とも連携をしながらマニュアルの整備を進めている。更に横展開をしていきたいと考えております。

次、6ページでございます。

もう一つの取組を今進めているものの一つが、所有権界にとらわれない効率的な集積・集約化ということでございまして、左側、イメージありますけども、いわゆる外縁部分のみの境界を明確化する。この中にAさんからHさんまでいろんな所有者の方が森林を持っておられるわけですけども、ここの中の内部の境界明確化は行わずに、この収益の配分に関しては、既存の情報などで按分をしている。これによって手續が簡略化されるということでございまして、右側、静岡県富士市の事例を示していますけども、実際取組を進められているところでございます。三つ目のポツにありますけども、このケースでは、搬出間伐による収益を登記簿の面積等の按分でこういった取組を進めている事例でございます。

次、7ページでございます。

市町村の実施体制構築に向けた取組ということでございまして、市町村の林務担当業務、もちろん森林経営管理制度だけではなくて、森林計画制度、予算事業の執行等々いろいろあります。こういう中で、林務を専任する職員がいない市町村が4割に上っている、この円グラフにお示ししているとおりですけども、こういう現状があると。その中でどうやって市町村の実施体制を強化していくか。左下にありますけども、三つのやり方を想定しております。

それぞれ順番に申し上げますと、まず①の国や都道府県によるサポートということが右側にございます。例えば奈良県、専門教育を受けた県職員を市町村に長期派遣するとか、群馬県の事例、県森林管理局署、森林整備センター等々が一体になって市町村支援を行っている事例でございます。

それから、右下の森林総合監理士の活躍についても、この集約化構想の作成を進めていく中では、ますますの期待が活躍される状況だと考えておりまして、今後の取組で書いていますけども、森林総合監理士の技術力の向上はもとより、現場で活躍できるようなマッチングの仕組み、こういったところについても取組を進めていく必要があると考えています。

次、8ページでございます。

市町村の実施体制強化、二つ目としては民間企業等への外部委託ということでございまして、徳島県美馬市・つるぎ町のやましごと工房の設立の事例でございますが、こういった新しく設立した団体に森林経営管理制度に係る事務を一括して担っていただくような取組があります。

それから③、右側の市町村自ら体制構築ということで申し上げますと、例えば群馬県中之条町、森林環境譲与税を活用しまして任用職員の配置を行うことですか、あるいは岩手県花巻市の地域林政アドバイザーを雇用してこの体制強化を行っている事例等々ございます。右下になりますけども、地域林政アドバイザー制度を使った場合には、特別交付税措置についても措置されているということでございます。

それから、最後、9ページについては、今申し上げました課題と対応方向について整理しているものでございます。この集積・集約化の推進と市町村の実施体制構築という観点で整理させていただいておりますが、内容についてはこれまで申し上げたことでございますので、説明は省かせていただきます。

以上でございます。

○土居計画課長 続きまして、資料1-3についてまた計画課長から説明をいたします。多様な森林づくりの推進です。

おめくりを頂きまして、1ページ目、多面的機能の関係ということです。

左上にございますとおり、森林は国土の保全や水源の涵養といった多面的機能を有しております。

左下にあります現行の森林・林業基本計画ですが、こうした森林の多面的機能が将来にわたって持続的に發揮されるように、指向する森林の状態、これは多様な森林がバランスよく存在している状態ですが、こうしたものを見まして、森林の整備・保全を推進してまいりました。

そして、右側です。国際的には気候変動に加えまして生物多様性保全への関心が高まっておりまして、ここにありますとおり、様々な合意とそれに基づく取組が行われてきております。今後の森林の整備・保全の推進に当たっては、こうした動きを踏まえることが重要と考えております。

2ページ目、多様な森林づくりということで、今回の資料で御説明する内容になります。

森林の多面的機能の發揮に向けて、多様な森林の配置となるよう、森林の発揮する機能に応じたゾーニングを取り組みながら、主に植栽によって成立をしている人工林と天然更新によって成立をしている天然林のそれぞれについて、機能に応じた整備・保全を推進することが重要です。左に絵がありますけども、人工林では伐採面積の縮小・分散、林業適地での再造林の推進を進め、天然林でも里山林について適切な整備を行い、原生林の天然林では保護・管理を行うことが重要でございます。ポイントは右側にまとめておりますけども、ゾーニング、そして人工林又は天然林、それぞれの整備・保全の推進について追って御説明をしていきます。

おめくりを頂いて、3ページ目、森林計画制度の関係です。

森林の多面的機能の發揮には、この森林計画制度が非常に重要な役割を果たしています。左の上ですけども、ゾーニングですが、民有林・国有林で発揮が期待される機能ごとに森林を区分、ゾーニングをしています。

こうしたゾーニングを踏まえまして、右の上にありますけども、民有林では計画的な整備・保全を確保するため、先ほど来ておりますが、森林経営計画の作成を推進しています。この森林経営計画制度では、市町村が計画を認定する際に先ほどの機能ごとの施業方法、ゾーニングごとの施業方法に適合しているかなどを確認することとなっています。そして、先ほど触れた生物多様性、これに関する制度の見直しもしたところです。そして、国有林では国自らが責任を持って整備・保全を実施しております。こうした森林計画制度に基づく持続性確保の取組を進めています。

また、民間の取組としましては、右の下にありますけども、個別の森林経営の持続性につい

て第三者機関が認証をしますFSCやSGECといった森林認証制度も重要です。我が国の森林全体の約1割程度が認証されているという状況です。

次に、4ページです。

続いて森林計画関係ですが、左の上側、森林面積ですけども、世界全体では減少が続いている中、我が国では70年以上にわたりほぼ一定だということです。

そして左下、こちらは森林の蓄積ですが、着実に増加をしているということです。

モニタリング調査によりますと、右の上側にありますけども、我が国の森林には様々、多様な種類があります。そして、右下に樹種構成の比較をしておりますけども、気候が日本と比較的似ておりまして、生物多様性の指標として樹種構成の分析データが公表されている欧州と比べて、樹種の構成が多様というような状況です。

生物多様性の保全機能は全ての森林が発揮をする機能ですので、こうしたモニタリング調査を継続することで、森林生態系の状況を確認しながら整備保全の取組を進めることが重要と考えております。持続可能な木材生産が求められる中で、こうした取組によって森林生態系の持続性を確認しながら、森林計画制度を通じた経営やこれに基づく木材生産を推進することが重要と考えております。

おめくりを頂いて、5ページ目です。人工林の整備になります。

左の上にありますが、齢級別の面積です。人工林の6割が51年生以上の利用期を迎えており、今後7年後には8割が利用期を迎える見込みです。

こうした中、右上にありますけども、自然的・社会的条件が良い林業適地では再造林により森林資源の循環利用を進めて、林業適地以外では帯状・群状の伐採、そして侵入広葉樹を活用した針広混交林化、こうしたことを進めることが重要です。右下に森林整備の効果のイメージを記載しておりますが、こうした多様な森林整備によって多面的機能の発揮に取り組むことが重要と考えております。

左の下に移って、公益的機能に配慮して伐採面積を縮小・分散をした複層林化を推進することも、引き続き重要と考えております。国有林などで面的複層林施業に取り組むとともに、針広混交林化に向けて天然更新を行う場合には、伐採後に更新をしているか確認をしていくことが重要です。

続いて、6ページ、里山林の天然林の関係です。

これは人為的に成立した二次的な自然ということで、燃料革命による薪炭材の利用縮小などにより、伐採量が大幅に減少してきたというところです。コナラやクヌギといった広葉樹の直

径が大きくなる、いわゆる大径化が進行しております。大径化により、右上にありますようなナラ枯れの被害の拡大、こうしたことのおそれがあるとか、そしてうつ蒼とした林になって、クマやシカなどの野生鳥獣の隠れ家になることで、里への出没につながるおそれがあるということで、適切な管理をすることが重要です。

左下に事例がありますが、獣害対策や景観の改善のために伐採を行いながら、伐採木を薪やシイタケのほだ木として活用している事例もありまして、こうした里山林整備の取組を推進することが重要です。

また、近年、国産広葉樹に関するニーズも高まっておりまして、広葉樹はスギ・ヒノキといった針葉樹と異なり、供給・需要の両面で多種多様で、右下に日田市の事例がございますが、付加価値の高いサプライチェーンの構築が重要と考えております。

天然林のうち原生的なものについて、7ページでございます。

こうした原生的な天然林ですが、希少種を含む多様な野生生物の生育・生息の場となるなど、生物多様性に富んでおりまして、我が国の世界自然遺産登録地の主要な構成要素となっております。円グラフに示すようにその多くが国有林でございまして、保護林や緑の回廊に設定をし、保護・管理を推進しています。

右下に事例がありますが、保護林で植生保護柵の設置により植生の回復が確認をされた事例で、定期的なモニタリング調査とこうした植生回復措置により、適切に保護・管理を進めいくことが重要と考えております。

以上をまとめるような形になりますが、「指向する森林の状態」の示し方の見直しということで、基本計画でこの「指向する森林の状態」を示しているところでございますが、人工林の大半が利用期を迎える我が国のこの資源状況と、生物多様性などの森林の公益的機能への要請の高まりを踏まえますと、左にイメージ図がありますが、このような多様な森林づくりを推進していくことが必要です。こうした中で、「指向する森林の状態」では、森林の4割を占める人工林について、林業に適した森林として循環利用するものと天然林へ移行するものが分かるように示すことが適当であるというふうに考えております。

右に表を示しておりますが、現行の「指向する森林の状態」の示し方では、育成単層林、そして育成複層林のそれぞれに、再造林をする人工林と天然力を活用して更新をする天然林が混在している状態です。より分かりやすい形で目標を示すために、「指向する森林の状態」を現況及び更新方法に基づく「人工林」、「天然林」の2区分で示しながら、天然林のうち里山林のように利活用の対象となるものを、「利活用の対象となる天然林」と区分することを

検討していきたいと考えています。こうした区分による目標数値は、次回の第5回林政審議会でお示しをしたいと考えてございます。

最後の9ページは、これまでお話をできました課題と、述べました対応方向をまとめたものでございます。

そして、10ページ以降は参考資料として付けておりますので、説明は割愛をいたします。

以上です。

○村上治山課長 治山課長でございます。資料1-4、国土の保全対策の推進について御説明させていただきます。

1ページ目を御覧になってください。気候変動による影響についてでございます。

左上の図にございますとおり、我が国の年平均気温は上昇傾向となっておりまして、この100年間でおよそ1.5度上昇しております。こうした影響もございまして、左下の図のとおり、1時間に50ミリ以上の集中豪雨の発生回数が増加してございます。括弧に書いてございますが、令和6年は奥能登を始め、各地で歴代1位の24時間降水量を確認しました。また一方で、令和6年、7年に掛けては冬に各地で歴代1位の少雨、雨が少ない状態も記録してございまして、雨の降り方が極端になっていると考えてございます。

右側の日本地図の図でございますけども、近年10年間の大規模な山地災害の発生状況を都道府県別に取りまとめたものです。集中豪雨や地震等により全国各地で激甚な山地災害が発生しており、国土の保全に向けて山地災害のリスクが高い地域における治山対策や森林整備等の推進が重要となってございます。

2ページ目を御覧になってください。激甚化・多様化する災害とその対応ということで、まず治山について御説明いたします。

左上の山地災害危険地区の見直しについてでございますけども、山地災害の近年の激甚化を踏まえまして、ア)にございますこの流木災害対策、こちらの把握、それからイ)、降雨が集中した場合に激甚化する0次谷にというような場所、こういった場所の把握という視点で見直しを行ってございまして、危険地区はこれまで19万地区というふうに集計してございましたが、21万地区になる見込みとなってございます。こうした山地災害リスクが高い地域を把握した上で、治山対策を推進していくと考えてございます。

また、上段の真ん中の奥能登の災害の写真が載ってございますが、このような大規模災害発生時には国直轄事業で民有林支援を実施してございます。

一方で、右の写真のとおり、地震の後に大変大きな雨が降るといったような、複合的な要因

による山地災害、こういったものが懸念されているところでございます。こうした新しい課題に対しまして、左側の事例のように、航空レーザ計測等の最新技術を活用した効率的な事業の検討、それから右下の事例のように、地域住民への分かりやすい情報提供、それからインターネット等も活用した山地災害危険地区の情報提供、こういったことに取り組んでまいります。

森林の有する土砂流出防止機能の発揮に向けまして、施策・対策の技術的な課題につきまして、現在、五味委員も含めて、別途検討会を立ち上げて議論を開始してございます。その内容はこの基本計画の原案に盛り込んだ上で、林政審議会で御議論いただくことを考えてございますし、また検討会の議論を取りまとめ次第、林政審議会にも報告する予定でございます。

続きまして、3ページ、激甚化・多様化する災害とその対応のうち、林道についてでございます。

左の上の図のように、林道の被害額、増加傾向でございまして、林道の強靭化に向けた対策が必要となってございます。なお、このR6年度の被害額が突出して高いのは、石川県奥能登での地震と豪雨災害の影響によるものとなってございます。

林道を新設する際は、線形や区域の設定等に崩壊しやすい地形・地質を避けることが重要でございまして、右上の事例のように、ICTを活用した支援ツールを利活用していくことが効果的です。また、右下の事例のように、林地台帳を含むデータのデジタル化を進めることで、管理の効率化や災害時の代替路の検索、復旧の迅速化も期待できます。また、左下に記載していますとおり、林道を新設する際には河川沿いを避けるとともに、河川沿いにある既存林道につきましても、トータルコストを勘案しながら別の林道の整備等を選択・実施し、河川や渓流等の影響を受けにくくすることも重要と考えてございます。さらに、能登半島地震を踏まえ、国道等の代替路にもなる幹線林道の整備や半島の林道整備を推進する必要があると考えてございます。

この林道整備に関する課題につきましても、別途検討会を立ち上げて議論してございまして、取りまとめ次第、林政審議会にも報告する予定となってございます。

続きまして、4ページ目でございます。ここからは豪雨等による被害以外についてお話しします。

左上の円グラフにございますように、森林の野生鳥獣被害の6割はシカによるものです。シカの分布状況の図も示してございますけども、日本地図の赤い点は最近新たに生息が確認された地域となってございます。シカの生息域は拡大しており、森林の機能低下から山地災害の発生も懸念されております。茶色の枠囲みの事例にあるとおり、滋賀県の伊吹山ではシカの食害

によって植生が減退し、人家への土砂流出被害が起こるといった事案も確認されてございます。シカによる森林被害に対しては、再造林パートでも御説明いたしましたが、右側の記載のような地域と林業関係者が連携した捕獲、被害防除対策等を推進しています。

続きまして、左下の地図でございますが、クマ類の分布域の増加率を示してございます。増加傾向が見て取れるところです。最近では人間の生活圏周辺まで拡大しており、特に本年はクマ被害による死者数が過去最大になるなど、人身被害も多く発生しております。今年11月にクマ被害対策パッケージを関係閣僚会議で決定しており、これに基づく対策の推進とともに、人の活動を活性化させることがクマを含む野生鳥獣の移動抑制にもつながることから、林業の活性化や地域住民による里山整備活動などを促進してまいります。

続きまして、5ページ目でございます。森林病害虫による被害と対応です。

左上の日本地図の図のように、松くい虫の分布域が拡大し、北上していることが分かります。左下のグラフのように、松くい虫被害は減少傾向でしたが、令和5年度に12年ぶりに増加に転じ、令和6年度も引き続き増加しているところです。病虫害に対しては、予防駆除とともに効率的な防除方法の普及、被害を受けにくい健全な森づくり等が重要です。特に保全すべきマツ林においては、薬剤等による予防対策や被害木の伐倒・薫蒸等の駆除対策を実施してまいります。

続きまして、6ページ目でございます。林野火災の状況と対応です。

左上のグラフのように、林野火災の出火原因のほとんどが人為的な要因によるものであり、月別発生件数のグラフが右側にございますが、雨が降らない日が続くなど、乾燥している1～5月は発生危険度が高まっております。左下の表にありますように、焼損面積が100ヘクタールを超える規模の林野火災は、近年、年間ゼロから1件で推移していましたが、令和6年は3件、令和7年は5件発生しております。表の右側に最大焼損面積を書いておりますけども、本年の大船渡での林野火災は3,300ヘクタールを超える大規模なものとなりました。

その右側に示してございますが、この大船渡の林野火災を踏まえまして、今後の火災予防等に向けた検討会を消防庁と共に催す形で設置し、8月に報告書をまとめました。林野庁関係では、予防・警報の在り方として、広く国民に山火事予防意識を啓発していくほか、予防対策強化に向けた取組や林野火災跡地の復旧に向けた取組を推進してまいります。加えて、こうした気象災害への備えとしまして、森林保険の加入促進も重要と考えているところです。

最後に、7ページ目でございます。主な課題と対応方向でございます。

これまで説明してまいりました災害の激甚化への対応、病虫獣害の増加、大規模林野火災の

増加といったことに対しまして、対応方向を取りまとめております。説明は、今まで説明したとおりでございますので割愛させていただきます。

また、8ページ以降は関連する取組を掲載してございますので、参考として御覧になってください。

資料1-4についての説明は以上でございます。

○石井経営企画課長 経営企画課長の石井でございます。最後に私から国有林についての御説明いたします。

10月の林政審で御紹介したとおり、資料1-6にもありますが、事業者の皆様からは国有林に対して有意義な御意見を頂いており、藤掛部会長からも国有林に関する説明をという御提案もございました。これを踏まえて、今回国有林の管理経営の対応方向を御説明いたします。

まず、国有林には、全国に森林管理局が7つ、森林管理署などが120署、これに加え生態系保全センター等が26所あり、常日頃の業務を通じて現場の声を把握しております。そのほかにも、一般の方からの国有林モニターや、地元の市町村の皆さんと意見交換をする国有林野等所在市町村有志協議会といった取組をしており、12月から私ども課長が各局に出向いて、森林管理局と一緒に地元の首長さんと意見交換をしていくところです。今回はこのような取組の中で寄せられた御意見も紹介しながら、今後の国有林野の管理経営の対応方向を御説明をいたします。

1ページ目をお開きください。中身に入る前に国有林野の概要について説明いたします。

これは9月の林政審議会のミニ白書の審議の際に、概要を御説明しているので、極めて簡単な説明となります。国有林は国土の2割、そして森林面積が3割を占める国土の根幹となっております。豊富な人工林からは、国有林材を約500万m³ほど供給しており、国有林として地域の林業・木材産業に貢献していると考えております。また、原生的な天然林も多く、世界自然遺産に登録される貴重な森林生態系を有しております。平成25年度には特別会計による企業的な運営をする事業から、一般会計化をして民有林施策と一体的に施策を推進しているというのが国有林の全体像となっております。

2ページ目、よろしくお願ひします。

続いて、この2ページ目以降から四つのカテゴリーに分けて少しお話します。一つ目は森づくりについて、二つ目は森林の集積化や林業事業体の育成について、三つ目は持続的な木材生産について、四つ目は防災・減災について、それぞれに頂いている御意見、そして対応方向について御説明いたします。

1点目、この2ページでは森づくりについて説明します。

上の青色の部分で、これは国有林全体の山づくり、また施業方法について記載しております。

御意見は、左の方にございますが、多様な森林を育ててほしい、林業適地では主伐再造林に取り組んでほしいといった御意見となっております。

右に対応方向が記載しておりますが、これまでこの右の写真のとおり、林業適地にエリアを設定した場所で主伐再造林を行い、小面積伐採でモザイク的な面的複層林の、造成に取り組んできたところです。

今後については、「これから」のところにありますが、より重点化した主伐再造林を行いつつ、これまで余り取り組めていなかった広葉樹の施業、こういった取組も進めていく考えです。また、森づくりの様子というのは、ランドスケープレベルで引きの映像となるため、なかなか伝わりにくいことがあります。このため、国有林の計画の中、地域管理経営計画等の計画の中で、どの様な山を造っていくのかという、森林の姿見える化することも少し考えていきたいと思っております。

下の緑色の部分では、生物多様性保全について記載しております。御意見としては、やはり国有林が率先して生物多様性保全の取組を進めてほしいというような御意見が多かったところです。国有林野の地主は林野庁であり、小規模で分散している民有林と比較しても、面的な広がりがあり、様々な取組にチャレンジができるというように思っております。これまで生物多様性については、施業の手引きや事例集といったものを公表してまいりました。こういった取組にとどまらず、多様性に配慮した施業を全国に拡大するといったこともしていきたいと思っております。

3ページをおめくりください。3ページ目は、森林の集積・集約化や林業経営体の育成となります。

森林の集積・集約化を行うということは、施業地イコール事業量の確保であり、林業経営体の経営基盤の強化策そのものだと思っております。この二つは密接に関係するため、一体的に説明いたします。

まず、御意見としては、民国連携での林道などの共同利用や市町村職員の育成、そして国有林野事業の安定的な発注といったものを望む御意見が多かったころです。上の青色部分にもありますが、これまでこの画面のとおり、共同施業団地の設定や出前講座の市町村への技術的支援といった取組を実施しております。今回、閣議決定された令和7年度補正予算において、森林の集積・集約化実証事業という民有林の補助の事業が盛り込まれ、実証地域の協議の場に、

国有林職員が参加することが要件化されたところです。また、4月に施行される改正森林經營管理法に基づき、今後集約化構想が策定されることになっておりますが、その際に国有林が積極的に参画し、集約化をリードしてまいりたいと考えております。

次に、下の緑の部分ですが、事業量の確保に関しては、これまで製品生産事業、丸太の生産や、大規模事業者向けの樹木採取権制度の設定を推進してまいりました。今後はこういった素材生産や樹木採取権のほか、林業經營体の在庫としても役に立つ、立木販売を推進してまいりたいと考えております。さらに、林業經營体の多くが中小企業であることを踏まえ、比較的規模が大きい樹木採取権だけでなく、より使いやすい中規模の造林付き立木システム販売といったものを進めていきたいと考えております。

次に、4ページ目ですが、3点目として持続的な木材生産についてとなります。

10月の林政審の議論でもありましたが、木材の生産・流通、これをめぐっては、国有林に対して需給バランスの確保や、立木価格、国のプライスリーダーとして役割を期待する声があつたというように記憶しております。

上の青色の枠の部分ですが、グラフにありますように、コロナ禍であるとかウッドショックの際には、需要の変動が非常に大きく、この様な需要の変動に合わせて国有林材の供給調整を実施してきたところです。例えば急激に変動している青矢印の令和3年度では、木材不足のいわゆるウッドショックと書いてある部分において、例年より30万m³ぐらい、緑色の線に比べて30万m³弱の公売量を増加させる対応をして、需給調整、需給バランスの確保に努めてきました。今後ともこういった供給調整などを推進しながら、例えば先ほど少し御紹介した樹木採取権制度などでは、長期の伐採枠が設定され需要に応じながら単年ごとの伐採枠は柔軟にできないか、そういう仕組みを少しずつ検討してまいりたいと考えております。

下の緑色の部分でございます。プライスリーダーとしての役割を期待する声、これに対しては、これまで立木販売の販売結果を公表しておりました。適正な価格形成という点については、この結果の公表だけではないと思いますが、販売結果の公表などを工夫しながら、より利便性の高いものにしていく考えです。併せて、需給調整の機能の強化を通じながら、価格形成にも寄与してまいりたいと考えております。

次に、5ページ目でございます。5ページ目は、山地の防災・減災についてとなります。

先ほど治山課長からもお話をありがとうございましたが、近年、災害の頻発・激甚化が発生しており、初動対応、治山事業や林道の強靱化といったもので対応し、国の組織、技術力に期待する声が多いというように考えております。

上の青色部分にありますように、これまで大規模災害時には国有林の職員を派遣し、災害復旧を支援してまいりました。市町村職員や技術者が少ないという問題もありますので、この写真のようにレーザー測量といったデジタル技術の導入を推進していく考えでございます。また、山地災害の復旧だけではなく、林道の災害復旧に関しても、国有林による市町村支援を強化する考えです。

下の緑色の部分ですが、国有林の林道、これまで4万6,000キロを整備してまいりましたが、写真のとおり災害時に代替路として活用されることもあります。やはり山奥の集落では公道が1本しかないといった地域もありますので、災害時の孤立を懸念される方も多く、国有林の林道を代替路として使いたいという声も多いと感じております。今後、公道の代替路となり得る林道の改良などを推進していく考えです。

6ページ目は、これまで御説明した内容でありますので、説明は割愛したいと思います。

今後の国有林野の管理経営の対応は、方向性は説明したとおりであります、一番下に記載しておりますように、この方向性を現場にどう落とし込めるのかということで、施策の具体化に向けた検討を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○立花会長 これまでの御説明、ありがとうございました。

ここからは委員皆様から御意見、御質問を頂戴してまいりたいと思います。これまでどおり、前回、前々回と同じように、各分野において関わりが深い委員の皆様に対して私から御指名をさせていただき、それぞれ御発言をお願いしたいと思っております。時間の都合でどうなるか分かりませんが、目安としては30分ぐらい進めてから休憩を10分程度入れて、また続きというふうにしたいと考えております。

御指名をさせていただいているのは、安藤委員、川上委員、五味委員、高森委員、出島委員となります。今日は資料が多いこともあり、時間が押す可能性がありますので、大変恐縮ですが、お二人ずつに御意見を頂いて、その後に事務局から御回答いただくような形でまずは進めていきたいと思います。

まず、安藤委員からお願ひできますでしょうか。

○安藤委員 安藤でございます。細かい説明、どうもありがとうございます。

私の方は、全体の資料を見せていただきまして、一番気になっているというか、今伐らなければいけないものが非常に増えて、ある意味ボーナス期に当たっていると思っておりまして、いろいろ施策としてやられていること、法律を変えて管理も変えていくことというのは次にや

っていいくんですけども、やっていただくのがすばらしいと思いますし、その方針に何ら異論はないわけですが、ボーナス期を迎えていくということで、1－3の資料の5ページの左のところで、人工林の面積のうち51年生以上の人工林がどんどん増えてくるということでいうと、今この林業の川上のところに関わる人をどんどん増やしていくかないと、逆に伐るタイミングを失ってしまうのではないかという心配がありまして、何かもっと民間を引きつけるような、ボーナス期に当たるようなので特別に何かサービスするような形で、人工林の伐採や動向などということに関わらせるような何か動機付け、モチベーションを高めるようなことを考えるのもどうかと思いました。

もう一つは自然の生物多様化というところについても、いろいろ配慮されていくということをございましたので、そういうふうに進めていただくのは大変よろしいと思うのですけども、ここでも国有林若しくは私有林というところでいろいろ持っていることもあると思いますので、民間の方でもしもっとモチベーションを高めるのであれば、会社の中で会計の中に自然の価値というものを見いだせるような、何か工夫であったりというものができるといいのかなということで、まとめて申しますと、今やらないと今後、何とか動機付けをしてやらせないと、このまま何かやっているのだけでも結果が出なかったというよりも、何か今やるべきなのではないかというふうに資料を見て思った次第でございます。

以上でございます。

○立花会長 安藤委員、ありがとうございました。本来私から最初に言うべきでした。お一人5分を目安にして御発言をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

川上委員、お願ひいたします。

○川上委員 川上です。説明ありがとうございました。私からは、林業行政に携わる者として3点、一つ目は森林経営管理制度を運用する市町村への支援、二つ目はシカ被害対策、三つは森林土木工事に関することについて述べさせていただきます。

一つ目、主伐後の再造林を推進するためには、資料1－1、4ページの囲みの二つ目にあるとおり、森林経営計画制度と伐採造林届出制度を適切に運用することが重要です。森林経営計画の認定は市町村が、伐採造林届出についても市町村が届出先となっています。資料1－2の7ページの市町村の実施体制構築に向けた取組の囲みにあるとおり、市町村は森林経営管理制度の運用など地域の森林・林業行政の実施主体であるにもかかわらず、林務を専任する職員がない市町村は4割、また記載にはありませんが、市町村の実態として2年から3年で職員の異動があるなどの理由から、制度を適切に運用していくのはなかなか困難な状況となっていま

す。県としましては、適切にこれらの制度が運用され、主伐後の再造林がなされるよう、今後も研修会の開催や個別の相談に対応していきたいと考えています。

また、資料1－1の6ページにありますとおり、森林関連情報は都道府県だけでなく、あらゆる主体が活用することで様々なメリットがあることから、今後も国と役割分担の上、オープンデータ化を進めてまいりたいと考えています。

二つ目、資料1－1の7ページ、森林におけるシカ被害対策です。シカの被害は深刻で、シカが多く生息する本県においては、北部から南部に掛けては皆伐意欲というのが低い状況となっています。本県独自に徴収しているとちぎの元気な森づくり県民税を活用して、一定の要件を満たした場合、植栽後の忌避剤塗布や柵の設置など、獣害対策の補助率を100%とする事業を実施してもです。理由は、木が成長し伐採してお金になるまでには何年も掛かる上、その間に樹皮をむかれないよう幹にネットを巻くなどの対策が必要であり、補助があっても経費はかかるからです。

前回の審議会で見ていただいた那須町森林組合の管内はまだシカの被害がほとんどありませんが、シカが定着する前に被害を自ら防ごうと、作業員に狩猟免許の取得を促しています。前回の審議会で林業経営と林業構造において林業従事者に関して記載されていましたが、関連は薄いと思い発言しませんでした。今回、私が考える林業従事者によるシカ被害対策について発言をさせていただきます。

捕獲の担い手として期待されるのは狩猟免許を持っている方々ですが、その数は年々減少しています。7ページの中央部に、被害対策の主な取組状況ということで、人材の育成と書いてありますけども、ここでは現場で中心的な役割を果たす人材を育成とあります。もちろんこれは重要なことだと思います。私は、林業従事者の方々が狩猟免許を取得して捕獲につながる施策があると、一層被害対策が進むのではないかと思っています。例えば免許取得に関する講習会の開催や有資格者への手当の支給、免許取得後のフォローなどです。

資料1－4の4ページにクマ類の対策が書かれていますが、ここではクマ被害対策パッケージの中の林野庁関係では林業従事者の安全確保の徹底とあって、これは非常に大切なことですが、長期的な視点でも林業従事者の方の狩猟免許の取得促進が必要ではないかと思います。

最後、三つ目です。資料1－4の12ページに参考として森林土木の担い手確保が記載されていますが、建設業者は年々減少しておりまして、特に山間部における森林土木工事は業界からも敬遠される状況です。私が以前いた職場では都市部を管轄しておりまして、施工者は慣れない山間部での工事に御苦労をお掛けいたしました。是非選ばれる森林土木となるよう、ＩＣＴ

等、先端技術の活用を始め、適正な利潤確保の取組など、様々な工夫をお願いしたいと思います。

以上、3点のお願いと、最後に、国有林におかれましては、皆様の意見にもあるとおり、多様な森林配置への誘導や生物多様性保全に向けた取組など、多様な森づくりにおいて先導的な役割を果たしていただきたいと思います。

以上です。

○立花会長 ありがとうございました。

事務局に振る前に、本日御欠席の佐藤委員から私宛てに意見書が届いておりまして、その一つ目のところが今の川上委員からの御意見と重なりますので、読ませていただきます。その後に事務局から回答をお願いいたします。

「資料2、集積・集約化の推進、P3、森林集積・集約化の課題のところです。市町村アンケートについて、約9割の自治体が市町村役場の職員が足りないと回答する結果に達している。本計画が見据える5年後の市町村の執行体制は、より厳しい状況に置かれることが予想される。国や都道府県、民間企業等との連携強化に向けた、財政支援を含む実効性のある取組の推進が重要であると考える。」という御意見でございます。

この御意見を含めて、今お二人からの御意見に対し事務局から御回答をお願いできますでしょうか。

○土居計画課長 計画課長です。安藤委員からの一つ目の御意見についてでございます。

なかなか御指摘の範囲が広いお話だと思います。今、森林が充実する中で川上に関わる人を増やすという視点と、もう一つが、生物多様性などが評価される中で、企業側も自然会計などでこうした取組が評価されるという中で、動機付けがあるようなものがないかと。そういう主に二つに分かれたお話だったと思います。

まず、後者の方ですけども、まず消費者、需要者にとって、こうした自然に配慮したものを使っていくこと、こうしたことが評価される。地球温暖化防止、こうしたものに対応したものを使うことは評価されると。こうした情報を開示していくということに対しては、木材という視点で、前回までの御議論の中で、例えば建築物に木材を利用するときに評価をされるガイドラインというのも整理をされて、正にそういう評価される開示情報が何かということを整理をしているというところだと思います。

今日、資料の中では、こうした評価をされる開示情報に対応できる山側の取組ということで、例えば資料1-1でいえば5ページ目で、こうした例えば森林経営計画の中ではもちろんこの

合法性は伐採で担保されると。さらに、生物多様性に関する取組をするという人は、それを確認して、それを表示する確認書という形で示すことができるということになりました。そうした情報をしっかりとクリーンウッド法による情報の伝達によって示していくことで、川上側もそうした川下のニーズに応えられると。そういうことをしていくことで、自然に配慮した、若しくは持続性に配慮した、こうした木材が評価され、それを行う森林経営も評価されることを目指していくことなのかなと思っております。

山側の人を増やすというのは非常に多岐にわたる取組になると思いますけども、安全に配慮した作業を進めるとか、しっかりと継続的な事業を確保するということで、こちらも意欲ある林業経営体の議論が前回あったと思いますので、そういう中で取り組んでいくことで、川上も川中もこうした視点で総合的に取り組むことが重要かと考えてございます。

○増山森林利用課長 森林利用課、増山でございます。

川上委員からコメントありました。御欠席の佐藤委員からも意見書が出てますけども、市町村の体制、これはずっと昔からこの課題について議論を繰り返してきているところでございますので、なかなか抜本的にということは難しいところはありますが、取組の方向としては説明の中でもお話しさせていただいたところかと思っています。特に今般の経営管理法の改正によって、経営管理支援法人制度というものが導入されました。我々としては、せっかく仕組みができたところですので、使われなければ意味がないですから、こういった制度も使っていただけるように、しっかりとサポートをしていきたいと思っておりますし、資料の中で地域林政アドバイザーリスト制度、市町村が雇用できる仕組みについても御紹介させていただいたんですけども、これは特別交付税措置の対象になっているのですが、今、上限500万円ということに制度上なっており、上限額の引上げについても要望しているところでございます。そういうものをうまく使っていただきながら、しっかりと実施体制が強化されるようサポートをしていきたいと考えております。

○村上治山課長 治山課長でございます。

川上委員からは森林土木の担い手について御意見ございました。正に御指摘のとおりでございまして、施工実態に合った歩掛の見直しですとかICTの導入、それから非常に施工性の高いプレキャスト工法等々、考えていきたいと思います。特にICTについてですけども、現場に行って話を聞きますと、受け手の業者だけでなく、発注者側、都道府県の方の職員にとつてもなかなか設計図を見て現場でイメージできないものが、パソコンの中ならばイメージできるという若手も多いということで、非常に発注者側にも良い影響があると考えてございます。

そういう面も含めまして、ＩＣＴの取組、しっかり進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○石井経営企画課長 経営企画課長でございます。

川上委員から国有林に対する御期待を頂きましてありがとうございます。そういうお気持ちにしっかりと応えられるように対応してまいりたいと思います。この事例で示しているような面的複層林の取組については、平成28年の基本計画の議論、モザイク施業、そういうものを踏まえて、国有林内で通知するなどして最近取組を始めており、この様にランドスケープレベルでの森林配置を含めて、民有林ではなかなか難しい部分についても、我々がしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○諏訪整備課長 整備課長の諏訪でございます。

先ほど川上委員の方からシカの話ございました。シカは、おっしゃるとおり、再造林をするときにいるかどうかで非常に大きな経費負担にもなりますし、それをできるかどうかで再造林をした後に山になるかという点でも、激害地においては非常に大きな課題だと我々も認識しております。我々のところは森林整備事業、いわゆる補助事業の方を担当しておりますけども、御案内とおりシカ柵などもしておりますが、川上委員からのお話を踏まえて言うと、囲うのはともかくとして、捕るところも要る、当然そういうことだと思っています。

一つ、事業の御紹介にもなるのですが、普通のところだと、いわゆる柵で囲って食われないようにということもあります、被害森林というところでやっていくと、我々のところで、一部ですけども、シカの捕獲も事業で実施しているところもありますので、全ての場所でできるということまでは言えないのですが、シカの捕獲について林業の激害地ではこの事業を活用していただきながら、一部でシカの捕獲もするということをしていければ、例えば狩猟免許を取った人が造林事業と併せて捕獲していくところも一部でできるので、そういう中で、林業もやりつつ、当然技術の伝承もできていいと思っております。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。川上委員から御意見いただきましたシカの捕獲の人材の関係でございます。

シカを始めとする鳥獣被害の対策をしていくためには、まずは被害をしっかりと把握し、地域でどういう対策が必要か、またその対策を実施する体制をどう作っていくかといった、地域全体で取り組んでいくためのコーディネートをする人材がまずは一番大事であり、そういう人材を育成していきたいと思っております。併せて御意見がありました、狩猟免許を持った捕獲ができる方をどう育てていくかという点につきましては、農林水産省の農村振興局において、狩

獵免許取得の直接の経費は対象とはしていませんが、そこに向けた研修の支援なども行っておりますので、引き続き関係省庁とも連携して、そうした人材の育成に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○立花会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

お二方、よろしいですか。ありがとうございました。

私からもう一つ付け加えると、森林経営管理法の改正に伴って、森林総合監理士が市町村のサポートをするということもできるようになるのではないかと期待されますので、こうした地域林政アドバイザーとともに、森林総合監理士の活躍の場を広げていくということも、今、川上委員と佐藤委員からの御指摘に対しては、一つの方向性としてあるのかなと思います。

どうぞ。

○齋藤森林整備部長 今お話を頂いた部分を補足させていただきますと、地域林政アドバイザーが今、令和6年度末に353人、先ほどの1-2の資料の7ページを御覧いただくと、市町村で担当のいないゼロ人というところが660と、まだまだ不足感があるという状況でございまして、今ほどお話を頂きました森林総合監理士、これが今、直近の数字で申し上げると、令和7年4月時点で1,914人いらっしゃいます。今まで森林総合監理士は専ら森林計画制度をメインに担当していました。林業普及制度と相まって、そういう取組を中心にやるというマンデートだったわけなのですから、会長にも実は委員会の座長をしていただいて、総合監理士の業務の範囲を見直す形で、正にこの地域林政アドバイザーの供給元になっていただく、ここをしっかりとサポートしていただくことを今、見直しを掛けようとしております。

先ほど担当課長から説明をした地域林政アドバイザーの給与の上限額500万というのも、ややそういったある程度経験を積まれた方に対するフィーとしては安いという側面もあるし、今の人件費の高騰ということも含めて考えたときに、もっと市町村に寄り添った対応ができるようにしたいと考えております。

○立花会長 齋藤部長、ありがとうございました。

それでは、今、15時58分ですので、これから10分間休憩を取りたいと思います。この後は五味委員、高森委員、出島委員の御意見を賜りたいと思います。

それでは、10分間休憩といたします。

午後3時58分 休憩

午後4時08分 再開

○立花会長 それでは、後半に入ってまいります。

五味委員、高森委員、出島委員、3名続けて御意見を頂戴してから、事務局の方でお願いで
きればと思います。

五味委員からお願ひいたします。

○五味委員 ありがとうございます。資料1－4の国土の保全対策に関して、2点ほど御質問
させていただきます。

スライドの2ページ目について、御説明にありましたとおり、災害時における能登半島の事
例ですが、国直轄事業を実施されたということで、私もこれは聞き及んでいるところです。こ
のような災害時の国直轄事業は、民有林に対して実施されますが、大規模災害からの復興に
関する法律に基づいて進められていますが、民有林に対して直轄事業を行っていくことのメリッ
トについて、この能登の事例に関してはどういった点があったかといった点、また、今後の災
害の激甚化していくと予想される中で、大規模災害や複合災害が起こり得ることが想定される
中で、このような国直轄事業を今後展開していくという方向性が考えられるのかどうかにつ
いてお聞きしたいです。

2点目は、4ページ目になりますとおり、先ほども川上委員からの話がありましたシカの食
害に関して、非常に重要な問題だと思います。シカの森林被害対策に関しては、防護柵の設置
や忌避剤というようなことで、これは従来も行われてきた対策かと思います。一方で、伊吹山
ではシカ食害により土石流が発生した事例があります。つまり、シカの食害の生態系に及ぼす、
また土壤、水土保全に及ぼすものが別の段階に来ているのではないかと想定される事例であつ
たかと思います。

こういったことを考えると、これまでの治山事業の在り方を考えるときに、保安林対策と
して公共性が非常に高い場所において治山対策を事業化していくことで、防護柵も含めた対策の
みならず、新しい対策の方法を考えていく必要があるのではないかと考えられます。この5か
年計画の中では、新しい対策方法についても積極的に考えていくことを検討してはどうかとい
うことで、御質問させていただきます。

以上です。

○立花会長 ありがとうございました。

続きまして、高森委員、お願ひいたします。

○高森委員 高森でございます。1－1の資料、3点御質問させてください。

1－1の5ページ、左の真ん中の森林經營計画の認定面積が500万ヘクタールから少しづつ

下がっていますというお話をありました、これは林業適地以外の面積が増えていくと下がつてもいいと思ったのですが、そこはどのように考えればいいのかというのが質問の1点目です。

2点目が、集積・集約の1-2の資料の2ページ目ですが、下のところの令和5年の調査で、103万ヘクタールに調査をして回答があった22.6万ヘクタールのうち、一番下に森林整備不要若しくは対応検討中、11.4万ヘクタールということで、50%が不明瞭な状態のまま決着していることについて、例えば翌年追い掛けて調査をしているのか、やはりこの5割が1割とかになつていかないと増えていかないと思うのです。ここを減らすための策としてどのようなことが講じられているのかということが2点目です。

それから、3点目が同じ1-2の4ページです。所有者不明森林が3割以上あって、経営管理権設定を6か月から2か月、短くするのはとてもいいことだと思うのですが、それをしてことで所有者不明のまま林業の施行はできるようになると思いますが、未来もずっと不明のままなのですよね。未来に課題を送ってしまうことになるので、もちろん林野庁さんだけではできないと思いますが、国交省さんとか法務省さんとも横断的・長期的な組織で、この所有者不明森林というものを未来にどう決着していくかということを検討すべきだと思いますという意見が3点目です。

以上です。

○立花会長 ありがとうございました。

出島委員、お願いいたします。

○出島委員 ありがとうございます。私からは、まず資料1-1の1枚目の確実な再造林や生物多様性、林地保全に配慮した森林整備という山側のテーマは非常に大事で、それがしっかりと川中・川下に伝わっていくことを目指していく今回の森林・林業基本計画というのは、非常に評価をしたいですし、一緒に取り組みたいと思っています。その上で川上の取組について3点ほど意見をしたいと思います。

一つは、資料1-2の集約化についてですけども、この集約化というのは、森林の生物多様性保全においても極めて重要だと考えています。そのために効率化する技術が重要だということもですし、あと、市町村が重要な役割を担うというのもそのとおりだと思っています。先ほどからお話をありましたけども、森林の生物多様性保全というのはランドスケープで、面的な広がりで考える、アプローチするというのが大事です。そのことにおいては、資料1-2のいわゆる1ページ目の赤枠の部分と青枠の部分で、林業適地の人工林と、林業適地以外の森林と、それ以外の自然環境をセットで、ランドスケープで捉えて生物多様性保全を考えるというのが

重要です。

ただ一方で、この青色の部分というのは、ある意味コストであったり、逆にリスクというような価値観で捉えられがちなのではないかと思います。市町村においてもそうなのではないかと思います。ですが、こういう青色の部分を含めてランドスケープで生物多様性を考えることが重要で、それによって全体の生物多様性の価値をより高めることができます。そして、そのことを赤枠の部分で、ある程度効率化を目指した木材生産をした木材の価値につなげていく、そういう発想が地域ごとに必要だと考えています。集約化が生物多様性上重要だということでは、青枠の部分をいかに使いこなすかが、T N F D という文脈であったり生物多様性との両立した林業みたいな観点で重要だというメッセージは是非あってほしいです。更に言えば、この文脈において先ほどあった国有林の役割として、地域貢献が考えられるのではないかと思っています。

あと、もう一点は、二つ目は国土保全の1－4ですけども、参考資料になっている8ページの部分の森林資源の充実による防災機能の発揮という、この点非常に重要だと考えています。これはいわゆるコンクリートで整備されるグレーインフラに対してグリーンインフラとか、生態系を生かした防災・減災、E c o － D R Rとか、あとネイチャー・ベースド・ソリューションという言葉で最近語られるものだと考えています。そういう言葉は国土強靭化計画や環境省の計画、あと国交省の計画には非常によく出てくるのですが、森林・林業基本計画では、概念は入っていると思うのですけども、使われていないと思います。このグリーンインフラなどが注目されているのは、グレーなものよりもトレードオフが少なく、コベネフィットがあるという点です。

森林が充実して防災機能が高まったり、生物多様性も高まる、シカを低密度に管理することで、林業被害が減り、下層植生が繁茂して水源涵養機能も高まるといった、そういうコベネフィットを作り出していくという概念においては、片仮名ですけども、こういう概念は非常に重要なので、うまく使いこなすことが大事だと思っています。先ほど川上委員、五味委員からシカの話が出ましたけども、森林管理と一体的にやることは非常に重要だというふうに思っています。先ほど御意見のあった激甚なところでの対応だけではなくて、低密度なところでシカが捕りにくい中でも捕獲圧を掛けていくことが重要で、そのためには公益的な取組の位置付けが必要だと思っています。

三つ目は、全体を通じて2030年に向かた30by30目標とネイチャー・ポジティブへのコミットメントが感じられないということと、どう実現するかというのが極めて不足していると思っています。

ります。今回の森林・林業基本計画で地域ごとの生物多様性を高めて30by30を実現するということを、やはり林野庁として森林・林業基本計画としてしっかり旗を上げて、具体策を示すことが重要ではないかと思います。

この生物多様性文脈を使いこなすことで、国産材の価値を高めることにもつながると思いますし、前回、中島委員の方から、地域で新たに林業を志す方が、地域の自然環境保全を担う仕事だという思いで始められることが紹介されました。私は非常に重要なことだと思いましたので、やはり森林・林業、森林管理というものが生物多様性にコミットし、世界目標の30by30、ネイチャー・ポジティブにコミットするのだという方向性を示すことが、そういう方々への支えにもなりますし、一緒にやろうという方向に向かうのではないかと思います。

以上です。

○立花会長 ありがとうございました。

事務局からの回答に行く前に、一つだけ、平井委員から私宛ての意見書の一つ目が高森委員からの一つ目と重なりますので、読ませていただきます。

「資料1、再造林の推進、5ページにおいて、森林経営計画の認定面積が減少傾向にある点が気になりました。御説明では更新しない事業者が出てきているとのことでしたが、もし更新のインセンティブが働かない状況が生じているのであれば、制度自体が事業者にとって継続する魅力を失いつつある可能性も考えられます。事業者側がどのような点に課題や負担を感じているのか、また、海外における森林経営制度の好事例などがあれば、是非、今後伺いたいと考えております。」ということですので、併せて御回答の方をお願いできますでしょうか。

○村上治山課長 まず、五味委員からの御意見に対して御説明したいと思います。

資料1-4の2ページ目にありました国直轄事業についてのメリットですとか、今後の方向性、在り方という御意見につきまして、今回の石川県の奥能登地域では民有林直轄治山事業が行われておりますし、国が事業を行うことのメリットの一つとして、近畿中国森林管理局が事業を発注しているんですけども、そこに応札する事業が石川県に支店を持っています山形県や三重県の事業体さんなど、全国から応札をしてくださいまして、今のところ不落、事業を実施していないことがない状況で、非常に大規模な工事についても順調に事業を実行できているところでございます。

一方で、石川県さんが行っている工事発注ですが、非常に件数が多くなっています。平時の5倍ぐらいの量になっておりまして、不落率も2割ぐらいになっており、なかなか石川県だけの事業体では対応し切れないような、大規模な工事になっておりますから、国が直轄でこうい

う災害に対応するというのは非常に意義のあること、特に災害が激甚化する中にあっては、非常に意義のあることだと考えております。

今後の方向性ですけども、民有林直轄治山事業というものの要件等も検討すべきですが、国が行うパターンというのはこの直轄以外に代行という仕組みもございまして、そういった仕組みも含めて、他省庁の行っている事例などを参考にしながら、どういった方向性があるのかというのをしっかりと林野庁でも検討していきたいと考えております。

それから、シカの食害につきまして、伊吹山の事例も含めまして、別のステージに来ているのではないかというお話がございました。また、出島委員からも、グリーンインフラとしての森林を守るためにも、シカが少ないうちに対応すべきではないかという議論もございました。まさしく私どもも同じような問題意識を持ってございまして、シカによる森林生態系への被害というのは別のステージ、国土保全にも影響を及ぼすようなステージに入ってきてているという認識を持ってございます。

先ほど整備課長からも説明ありましたが、造林事業は樹木の生育を阻害するという理屈でニホンジカの捕獲を平成26年から可能にしているところですが、治山対策についてもシカの捕獲に踏み込んだ対応というものを検討すべき時期かと考えておりますので、林野庁としてもそういったことができないかということで、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○土居計画課長 計画課長です。お答えいたします。

一つ目は、森林経営計画について、高森委員と平井委員からの意見書ということでございます。高森委員からは、森林経営計画の認定面積が減少している一方で、効率的な区域も減っているならばそうかもしれないということですし、平井委員からは、減っているところに継続をする魅力がなくなっているのではないかという御指摘だと思います。

まず、効率的に施業するような循環利用するところというのは、まだまだ増やしていく必要があると思ってございます。先ほどの資料でいいますと、資料1-1の4ページでも、効率的施業区域の設定面積、伸ばしてきておりますけども、引き続き続けたいということありますし、計画的な森林施業をしていく森林を増やしていくことも、しっかりと進めていきたいところであります。

そうした中で、この認定面積が伸びていかないことの背景としては、やはりこれまで間伐を中心として施業をしてきていた皆さんについて、計画を作つて一通り間伐を終えてしまうと、それを継続していかずに、もう目的が終わったということで、やめてしまうところであります

とか、森林経営計画には認定基準がございますので、継続をしていく中では間伐を一定量やらなければいけないと、そういう基準もありますから、そのクリアが難しいという御意見もあるところです。そうした中で継続をしていく、魅力を高めていくにはどうしたらよいのかというのは、しっかり考えていきたいと思っております。

平井委員からは海外の好事例などもあればということですが、日本では非常に零細な所有規模で、森林計画制度によって誘導しているところですので、全く同じようなものがあるかというと、そういうものはなかなか見当たらないと思うのですが、一方で、過去の林業白書などでもお示しをしている中では、正に施業や経営の集積・集約化という観点では、山岳地帯で比較的所有構造が似ているオーストリアなどでは、森林の施業を外部に任せていくような取組を進めているところで、そうしたところは参考にしながら進めていければいいと考えてございます。

もう一つは、出島委員からお話のありました生物多様性の関係ということで、集約化の切り口でお話がありました。資料1-2の1ページ目に、集積・集約化で赤と青の絵がありましたけども、こちらはどちらかというと整備のやり方みたいなところで、手法という意味でこうなっていますけども、整備の考え方という意味では、林業適地の人工林では主伐再造林なども含めて循環利用する、そしてそれ以外については、ここでは市町村を中心とした公的主体ということではありますけれども、整備の方針としては、針広混交林化を抜き伐りをしながら更新をして目指すということですので、そうした中で多様な森林を構成しながら生物多様性を確保していくというのは、目指していくべきところだと考えてございます。

そして、ネイチャー・ポジティブの観点が不足しているのではないかというところについては、この資料上まだ十分に示せていないという部分があるのかもしれません、先ほど資料1-1で再造林の推進の中でも、森林経営計画に基づく多様性の取組を開始したところでございますし、そうしたところも含めて、どのような取組ができるかをしっかり考えて、1月以降の御議論に備えていければと考えてございます。

以上です。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

高森委員から、意向調査の結果の数字、お示ししたのですが、その中で11.4万ヘクタールが対応検討中ということで、現状どうなっているのかという御質問でございました。中には、現況を確認すると広葉樹林化していたとか、整備が不要と判断されるというところもありますが、それ以外も決して放置をしているわけではなくて、やはり何らかの形でしっかりしていかなければいけない。ただ、意向調査の結果を受け取った市町村も初めてということだったので、な

なかなか即座に対応を決められない部分があって、例えばどこかの事業体に受けてもらいたいのだけど、なかなかそこが手続上進んでいないところについて、今回の法律の制度を使って集約構想を作っていくとか、あるいは一部、所有者不明森林とか境界が分からぬところがあつて、どうしようか検討されている、そういうところに今回の法律の様々な特例を使っていく、そういう調整をしているところでございます。引き続きしっかりと整備につながるようにフォローしていきたいと考えているところでございます。

それから、所有者不明森林の根本的な解決にならないのではないかというところでございますが、所有者不明をどういうふうに解決していくかというところについては、政府横断的に取り組んでいるところございます。例えば相続の登記の義務化といった動きもございますので、法務省と連携していくこともありますし、経営管理法の中では、森林の整備を所有者が不明であってもできるという措置を設けています。特にこの権利設定については、最大50年間まで所有者不明であってもできるところでございますので、そこは長期的な視点でしっかりと管理をしていくというスキームは、設けられていると思っています。この辺もしっかりと周知をしていきたいと思っています。

最後に、出島委員からの方からの集約化について、特に生物多様性の観点からも重要という点について、計画課長から先ほどありましたけども、少し補足させていただきますと、今我々の方で生物多様性の評価手法検討会、これは有識者に入っていただいて進めているところでございます。この中では、いわゆる林業適地ではなくて、経営管理体、フォレストマネジメントユニットという単位で、どのように評価をしていくかを検討しているところでございます。これについてはまさしく青の部分と赤の部分を一つのユニットとしてどう評価していくかということでございますので、その辺りも含めて今後検討を深めてまいりたいと思っています。

○立花会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

先ほど出島委員からの30by30は、正に次の5年ということと直結することになりますので、どういう——はい。

○石井経営企画課長 経営企画課長でございます。

30by30目標へのコミットという観点でございますが、計画課長からもありましたが、補足いたしますと、30by30目標については、保護地域とOECMにより達成することとなっているところです。OECMについては、地域生物多様性増進法に基づき、現在、自然共生サイトを認定しており、これらを保護地域との重複を除いてOECMに登録するということでございます。そのほか、国制度OECMの議論が環境省と始まっております。国有林の位置付けも含めて、

国制度OECMをどのように整理していくのか、今活発に議論しておりますので、しっかりとコメントしていきたいと考えております。

また、生物多様性、30by30目標の達成という観点からは、30%の林地なりが保護されれば良いのかという、面積だけの問題ではないと考えております。生物多様性や林地保全に対する施業に関する、個別の配慮も非常に重要だと思っておりますので、そういった観点からも生物多様性の林業経営の指針や、我々国有林での施業上の個別配慮といったものをしっかりと対応していくことで、面積だけでなく個別の所有者、林業経営体、国有林を含めた多様性に配慮した全体の取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○立花会長 石井課長、ありがとうございました。

これで3名からの御意見に対しては御回答いただいたように思いますので、この先に進みます。

ほかの委員の皆様に御意見、御質問を頂くことになりますけれども、その前に私宛てに意見を頂いている御欠席の3名の方からの残りの部分を読ませていただきます。

佐藤委員から、二つ目となりますけれども、「資料4、国土の保全対策の推進、P5、森林病虫害による被害と対応のところで、予防駆除等の既存施策の推進と併せ、既に被害を受けた枯死木の伐採や撤去も必要であると考える。」という御意見です。

あと、日當委員から2点ございます。

「集積・集約化の推進のところで、森林所有者の意欲の減退により、市町村への委託にも興味を示さず、所有森林を放棄したいとの話題が多くなっています。集約化を図るためにも、そのような森林を買い取る公共性の高いシステムが必要です。」

二つ目、「国土の保全対策の推進の森林病虫害による被害と対応のところで、松くい虫被害対策では伐採木の被害エリアから未被害エリアへの移動を制限することが効果的です。例示されてはいかがでしょうか」というものです。

あと、平井委員からとなります。先ほど一つ目を読みましたので、二つ目ですけども、その前のところで、「日本の森林行政においてあらゆる側面で極めて丁寧かつ精緻に管理経営が進められている点に、改めて深い敬意を抱きました。この流れの努力こそが、世界的に見ても多様で豊かな森林が日本において維持・育成されている背景にあるのだと強く感じております。」

二つ目の御意見として、「国土保全及び林野火災対策についてです。国土の保全対策は国民生活に直結し、特に災害対策は関心の高い分野です。また、近年、大規模な森林火災への関心も高まっています。もし今後も大船渡市の林野火災のような事例が継続的に発生する可能性が

あるのであれば、例えば夏季の熱中症警戒アラートに近い形で、中央の林野庁から林野火災警戒アラートを発信することも有効ではないかと考えます。注意喚起としての役割に加え、日本の森林に対する国民の関心を高める契機にもなると期待します。冬季の気象情報において、乾燥情報と併せ森林火災注意報のような情報が日常的に伝えられる、そのような未来像を思い描いています。

日本は正に100年後を見据えた次世代の森林づくり、森づくりという大きな転換点にあると感じています。国民一人一人がこの重要性を実感できるような、分かりやすくインパクトがある発信とともに、未来に希望を持てる森林・林業基本計画が策定されることを心より期待しております。」というものでございます。

この後、委員の皆様から2名ないし3名から御意見を頂いて、その後、今の御欠席の3名からの御意見と併せて事務局からの御回答をお願いできればと思います。

それでは、これまで御発言されていない委員の皆様に御発言をお願いしたく思います。希望の方は手を挙げていただけますでしょうか。

上月委員、お願ひいたします。

○上月委員 上月でございます。

まず、資料1の4ページですけども、持続的な木材生産を続けるためには、林業適地に集中的に路網整備を進める必要があると考えております。私も一番大きい団地で100ヘクタールぐらいの山があるのですが、当初の計画では10年ぐらいで林道が通るだろうと言われていたのですが、10年以上たった現在でも半分以下しか開設されず、そこから分枝する道が伸ばせないため、計画的に森林整備が進められない状態です。

次に、6ページの森林情報のオープン化についてですが、オープン化の進んでいる県とそうでない県があるように思います。林野庁からもオープン化に向けてもう少し強く後押しをしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、資料5の国有林の話に移ります。

安定供給という非常に心良いキーワードがあるのですが、一つは、川上委員にもお聞きしたいのですが、各自治体が木材の安定供給ということで、国有林は体力があるからいいと思いますが、各自治体となるとなかなか木材の安定供給は難しいのではないかと思っています。安定供給に振り回されて、大赤字で木材を供給していることもあるのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

それとは別に公正取引委員会からは、中小企業への価格転嫁や取引適正化問題についてし

しっかりと対応するようにお話がある中で、その辺を議論していただければ有り難いと思うのですが、いかがでしょうか。前々回の審議で山元の森林所有者はかなりの赤字だということは分かっていただいていると思いますので、よろしくお願ひします。

○立花会長 ありがとうございました。川上委員に振られたので、藤掛部会長から手挙がっていますけども、まず、川上委員、御意見を頂けますか。その後、先ほどの御欠席の委員と併せて事務局の方でお願いいたします。

○川上委員 県有林におけるということでいいんですよね。

○上月委員 県有林や県の施策としてということでお願いします。

○川上委員 県の施策としては、安定供給と需給に合った原木供給を森林組合や林業事業体の方にお願いしています。ただ、労働力不足などの点から、県が目標とする量に達していないのが現状です。また、県が行う県有林や県行造林の売りについて安定期に資する面もありますが、民地をお預かりしている県行造林については契約期間が優先され安定期とややかけ離れている部分があると思います。

○立花会長 それでは、事務局の皆様からの回答をお願いいたします。

○諏訪整備課長 整備課長でございます。

先ほど上月委員から頂いた、まず路網の件についてお答えさせていただきます。道の整備、集中的に林業適地でしていくべきだという御指摘でございます。前回の林政審の際にも、資料にも少し入れておりますが、正に御指摘のとおりだと思っております。さき程頂いた御事例につきましては、県や市町村の方針もあるかと思いますが、林野庁で考えて言いますと、しっかりと予算も確保して取り組んでいかせていただきたいということもございますし、また公的なところが整備する林道、林専道でありますとか、若しくは民間ができるトラック道の高規格な森林作業道であったり、若しくは林業機械でする森林作業道とかありますけども、そういう役割分担も踏まえながらしっかりとできるように、我々もしっかりと訴えていきたいと思っております。

また、松くいの件についてもお答えさせていただきます。特に佐藤委員から頂いておりました予防駆除というだけではなくて、既に被害を受けた枯死木の伐採・撤去ということでございます。これにつきましては、予防駆除だけではなくて、おっしゃるとおり被害を受けたところを再整理して、そのままマツにするのか、若しくはもう少し違う樹種も込みかもしれませんけども、しっかりと森林として再生できるように、森林整備事業なり治山事業もあると思いますが、そういうところでもしっかりと取り組んでいっておりまし、また、今までなかったところで

も、また北の方も含めて被害が出ているのは当然承知しておりますので、しっかりと都道府県などと連携して、松くい対策もしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○立花会長 よろしいですか。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。

日當委員から、松くい虫被害対策で伐採木の移動について御意見いただいておりました。被害木の移動につきましては、被害を媒介する昆虫がない状態、例えば薫蒸したり細かくチップに粉碎したりという状態で利用する、移動できる状態にして利用するということは行われておりますが、これ自体は可能でございますけども、特に被害がひどいところでは、移動を制限するということは法律の下でできるようになっております。実際に秋田県や岩手県では、そういう被害木の移動を制限する設定がされているところでございます。

例示についての御意見もいただいておりますが、現行の基本計画でも、どのような対策を講じるか、予防なのか駆除なのか、またその組合せで行うかということで、具体的な対策までは書いておりません。地域に応じた対策を選んで頂くということで進めておりますので、引き続きそういう取組を進めてまいりたいと思っております。

平井委員からも文書で御意見いただいておりました。林野火災について、国からのアラートを出してはどうかという御意見いただいております。林野火災注意報、林野火災警報につきましては、先般の大船渡市の林野火災を踏まえた消防庁と一緒に検討会報告書でも、市町村がそういうものを発するということは重要という御意見いただきまして、それを踏まえて消防庁の方でこういう取組ができるように取組を進めておられます。

また、中央からの発信ということにつきましては、大規模な林野火災が起きる可能性がある、例えば少雨が非常に長く、顕著な少雨状態が確認された場合に、気象庁、消防庁、林野庁が記者会見を臨時で行うといったようなことも、検討しているところでございます。引き続き林野火災の予防に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○立花会長 ありがとうございました。

森林利用課長お願いします。

○増山森林利用課長 日當委員からの意見書で、集約の関連で森林を放棄したい方が増えてるので、それを買い取る仕組みを整備すべきだという御意見でございました。なかなかいたずらにその所有権の流動というのは難しいところはあると思っていますが、ただ一方では、森林

を手放したいという方が増えているという現状もあることも認識しています。こういう中で、今回の経営管理法の改正の中でも、集約化構想を立てて計画を作った場合に、受け手となる林業経営体に所有権を移転できるところも設けておりまして、これをすることによって市町村による嘱託登記が可能になるとか、あるいは日本政策金融公庫の長期低利の融資を受けられるとか、そういったところも盛り込んでおりますので、そういった要望にも応えられるようにしていきたいと考えています。

○土居計画課長 計画課長です。

上月委員からオープンデータ化についてお話をございました。ありがとうございます。進んでいる県とそうではない県があるということで、後押しをということでしたが、しっかり引き続き助言をしていきたいと思っております。

一方、オープンデータもウェブ上でできるできないという話と、もちろん都道府県において紙ベースや、そういったものでの情報提供はできると思っておりますけども、一方で、ウェブ上で、若しくはそういうふうに取得しやすい形でどこでも取得できるという部分については、個人情報に配慮をしながら、誰もが手に入れられる情報ということで、民有林・国有林で資源情報のメッシュデータ化でありますとか、そうしたところをしっかり進めてまいりますので、必要な情報を皆さんができるように取り組んでまいりたいと思います。

○立花会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、藤掛部会長からお願ひします。

○藤掛委員 ありがとうございます。資料1-3の多様な森林づくりの推進のことで意見を言わせていただければと思います。

全般的に2ページのところで多様な森林づくりの推進のイメージが書いてあって、特に今回「指向する森林の状態」の書き方も整理されたということで、分かりやすくなつたと思います。今ちょうど戦後造ってきた人工林を伐って回して、でも、その中でやはり天然林に返して行く部分もあったりしまして、ちょうど山の造り変え時期みたいなところに来ておりますので、そういう中で分かりやすい示し方で今後の多様な森づくり、生物多様性等にも配慮した森づくりを進めていただくということが大事なので、そういう意味でいい整理だと思っております。

それをどう進めるかということについてなんですが、やはり地域性があるといいますか、大分地域によって違いがあると感じていて、特にこれは再造林の話になりますけども、具体的に例えば再造林を何割ぐらいまで行けるのかというのは、大分地域によっても目標も違つてくるのではないかと思っています。全国一律な整備の考え方ではない中で、それぞれの地域ご

との多様な森づくりをどう進めていくかということができてくればいいということで、もちろん生物多様性もいろいろ地域によって違います。そういう中でできるだけボトムアップな計画みたいなことが求められるのではないかと思います。そうはいってもなかなか今、市町村にゾーニングしなさいと言われてもそう簡単にはいかないので、それはトレーニングであったりいろんな技術の活用や、もっと先のことかもしれません、再造林率をどうするかということも含めて、市町村・県からボトムアップで計画が上がってくるようなことが望まれるかと思います。

一方、今の森林計画制度というのは、基本計画に即して全森計画を立てて、それに即して地域森林計画を立てていくというような、上からトップダウン的なイメージが強くて、全森計画で調整をされると思うのですが、そういったところでより今後こういう大きな森づくりを考えしていく中で、より下からのものが上がってくるようにしていただけないか。基本計画で考えを共有した上で、そういった物量的な面に関しては、下から上がってくるようなイメージがいいのではないかと考えるんですけども、そういったことについてもしお考えがあつたら、教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○立花会長 ありがとうございました。

ちょっと関連して私も一つ、資料1-3の8ページの図ですが、目標の示し方、破線でくくられているところが利活用の対象となる天然林になっていますけども、どちらかというと原生的な天然林をここに置いた方が分かりやすくなるかなという気がしました。人工林は保護する対象というわけではないので、保護するという意味合いの原生的というのを特出しておく方が、より見やすくなると思いました。御検討いただければと思います。

ほかの委員の皆様、御意見、御質問ありますでしょうか。

大内委員、お願ひいたします。

○大内委員 私はまず1-1の再造林の推進につきまして、再造林の推進において、森林資源の循環利用ということで再造林を進めるということですが、一方で、花粉対策もあつたり、それから吸収減対策で50年以上が6割とかという部分もあるので、もう少しその辺も強調して、古い木を伐って植えることで、吸収減対策を進めるというのもここに書いてはどうなのか。もう少し循環利用というよりもそれ以外にも様々理由があつて、是非再造林を進めていくというのを書いたらどうか、質問いたします。

それから、集積・集約化についてですが、集積していますけども、私の方では環境税の方の意向調査をしていますけども、氏名も分からぬ人もいて、市町村の登記権が変わっていない

ので、税金や固定資産税を納めている人を税務課の方に連絡しても、個人情報だからと言って教えてくれません。そういう面で国からの通知は行っているものの、市町村の考え方で教えてくれません。それでも意向調査だから出すのですが、出した分の半分から、6割ぐらいしか戻ってきません。3割は住所不定等で戻ってくるということです。1-2の3ページで書いていますとおり、このくらい不明が多いところで、集約化する中で、その区域をまとめると全部まとめることが柔軟に、虫食い状態になると思うので、集約化を進めるに7割程度か6割程度まで認めるとか、補助事業をするなり、国で支援する際に少し柔軟なやり方で進めてもらえばと思っております。森林の集約化や集積等について、今からこうするべきだということで、この方針には間違いないと思っておりますので、柔軟な対応をよろしくお願ひいたします。

あと、日當委員もおっしゃったように、今、山を売りたいという人は、大口所有者よりも1ヘクタールとか2ヘクタール未満の小規模所有者その中で、何か所も転々と持っている人たちが処分したいという相談も多いので、そういう人たちをまとめるのは大変なので、何か買取り機構とか公社化など、公共性のあるところで一旦預かるなり買取るなどして、それをある程度集積した段階で販売なり集約化していくということも、考えていただければなと思っております。

もう一つは森林の有する多面的機能で金額にした場合の試算額を出していましたが、前に話したとおり、平成13年の数字で金額を出していますけども、それをできれば、経費が掛かると言われましたけども、十年一昔と言っているのに、25年ぐらい前の金額を使っているというよりも、新たに予算取って新しい数字を出していただければと思います。

以上です。

○立花会長 ありがとうございました。

もうお一方。中西委員、お願ひいたします。

○中西委員 私も資料2の集積・集約化の推進と、資料1の基盤になる森林資源情報の精度向上というところで意見させていただきます。

まず、集積・集約のための様々な施策がされているということは、よく理解できました。伐って使って植えて育てるという、サステイナブルな森林経営を行っていくためには、経済的に競争力のある森林であるということが必要だと考えております。そのためには林地の集約・集積が重要だと思われます。集積・集約を進めるために、この林地情報を充実させてオープン化させて、誰もが共有できることが必要と思っています。そうすることで林地の売買や流動化が進んで、集積化が進み、興味を持つ林業経営者の参加者が増えます。こういうことが望ましい

姿ではないかと思っています。

ここからは質問ですが、どのような情報を今後オープン化させ精度を上げていくかという点を教えて頂きたい。興味のないデータばかりだと意味がないと思いますので、どういうことを考えておられるかお聞きします。

以上です。

○立花会長 ありがとうございました。このオープンデータ化のところは、先ほども話がありましたけども、個人情報との関係で、財産ですからそれをどう取り扱うかという問題もあろうかと思うので、そうした法的なことも含めて検討が必要だと思います。

事務局の皆さんから御回答をお願いできますでしょうか。

お願いします。

○土居計画課長 計画課長です。

まず、藤掛委員からお話ありました森林計画、ボトムアップ的なものにできないのかと、ややトップダウン的ではないかというお話や、再造林の進め方については地域によって違うと、そういう特色があるというお話についてです。

まず、森林計画についてですけども、藤掛委員の方から御説明を頂いたとおり、基本計画から全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画と行政計画がありまして、それを踏まえた形で森林所有者さんなどが自発的に作る森林経営計画があるという形になっております。その中で適合して作成するとか、そういうルールは確かにあるわけですが、各地域の状況に応じて独自色を出すことを全く否定はしていないというところで、ややもすると市町村森林整備計画などについては、地域の特色が余りないのでないかという指摘も受けるところであります。そういうところは、正に多様な森林整備という中で、基本的なルールを守りながらしっかりと進めいただけるように、しっかりと指導していかなければいいのかなと思っております。

再造林の進め方も御指摘のとおりだと思います。様々な目標の示し方は、再造林に限らずほかにもたくさんありますので、そういったところはまたしっかりと検討して、1月以降の議論の際にお示ししていかなければと思います。

大内委員からは、再造林の関係は資源循環のみではなく、花粉症対策や森林吸収源対策というものもあると。おっしゃるとおりでございますので、そうしたところはしっかりと分かるようにしていかなければと思います。

もう一つ、大内委員から森林の多面的機能の評価についてですが、毎回同じお答えになってしまいますが、我々もこういったものをしっかりと更新をしていきたいという気持ちがあつ

て、毎年様々な文献調査をしながら、そういった可能性を探っているところですが、なかなか新しい知見が出てこないところであります。しかし、引き続きそういった気持ちを持って対応していきたいと思っております。

中西委員から精度向上の情報ということで、まず国の方で取り組んでいるお話をについて申し上げますと、今年度は、資料1-1の6ページにございますけども、右下側です。個人情報に配慮をしながら、認証・判別というよりは、メッシュデータで樹種、林齢、こうした情報を整理しているところで、こうしたポリゴンデータについては、森林資源の状況が分かる、こういった樹種、林齢といったメッシュポリゴンのデータを今整備しているところでございます。並行して、航空レーザ解析データについては、適宜開示ができるような形で進めているというところです。今後、段階的に取り組んでいく開示情報については、例えば保安林の配置に関する情報、そして山地災害危険地区の場所に関する情報、そして林道の配置に関する情報、こうしたことを段階的に対応していきたいと考えております。

以上です。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

大内委員から、意向調査、なかなか所有者不明が多くて返ってきてしまうので大変だという現場の御苦労については、我々も認識しているところでございますが、この所有者探索に当たって、おっしゃっていただいたとおり、制度上は固定資産の課税台帳を使えるということになっておりますので、我々も通知をしたりしております。ただ、やはりなかなかその現場の浸透がされていないという現状も多分あるんだろうと思っていますので、ここは引き続き我々としても研修や優良事例の御紹介をさせていただくことによって、いかに横展開していくかだと思っております。

それから、売りたい方々がいらっしゃって、ただ、売りたい方はどうしても小規模所有者が多いたいといったところもあったり、これも現場の声としてそのとおりだと思っていますが、これはなかなか難しい課題です。売りたい方が売るためには、買いたい人が買わなければいけないので、そのマッチングをしなければいけないのですが、やはり買いたい側も小規模では買いたくないというのが一般的な傾向かと思っています。最近、原木の安定調達という観点から林地所有する企業の事例とか、集約化の取組以外にもいろんな事例は出ているんですけども、そういう声を聞いていても、やはり一定程度の規模は必要ということもあるので、その辺りをどうしていくのかというところは、もう少し考える必要があると思っているところでございます。

○土居計画課長 すみません、立花会長からの御指摘を漏らしてしまいました。どうも申し訳ありませんでした。

「指向する森林の状態」の示し方の見直しという中で、天然林について、区分のこの点線の中に原生的なものの方を示すべきではないかという御指摘だったと思います。天然林について、今回そのような形のものと利活用の対象とする森林と、二つのものがあるという考え方を示してはどうかという提案でございまして、正にそういった検討を始めて今回お示ししたという中で、示し方についてはそれぞれに良い部分があると思いますので、まずはしっかりと我々の方で検討したいと思います。

○立花会長 業務課長、お願いします。

○岡村業務課長 失礼いたします。国有林、業務課長でございます。

大内委員からもありました、それ以外に前段にほかの委員からも森林を引き取るお話というのが幾つかございまして、少しそこにつきまして、後追いになりますが、御報告させていただきたいと思います。

森林を引き取る制度でございますが、国におきまして、これは令和5年からになりますが、相続土地国庫帰属制度というものができておりまして、法定の条件がそろいましたら、相続や遺贈により土地の所有を取得した場合に国庫に帰属することができるという仕組みがでております。こちら幾つか条件がございますので、何でも全てというわけではないのですが、国有林の方にも森林が幾つか来ておりまして、昨年度末現在で80件、3.6ヘクタール、こういった実績が出てきております。

一方、地方公共団体につきましても、地方公共団体の判断によりまして森林の寄附を受けるという制度がございます。その寄附に対しまして地方財政措置が当たるという制度がございます。また、森林組合におきましても、林地を取得される仕組みというものが法制上ございますので、いろんなオプションの中で所有者の方で選んでいただくというのが現状かと思っておりますが、林野庁としましては、やはり森林を活かしていただくという意味で、この森林経営管理制度というもので拾っていただくのが一番の本筋かと思っております。さらに、令和7年、本年5月にこの経営管理法が改正されて、更に所有権を含む集約がしやすくなった部分もございますので、併せて、御紹介させていただきました。

上月委員の方からございました、国有林などはまとまって安定供給がというお話がありましたが、これは国有林のみならず日本全体の森林が、ボーナス期というお話もありましたが、木材供給のいいタイミングに来ているということでございます。また、育成途中の森林もござい

ますので、必要な間伐等も実施する必要がございますので、必要上施業しないといけないものはきちんと施業して、その出てきたものは世の中に回していくと考えております。

また、国有林におきましては、国産材供給の約15%を担っております。そこには労働者の方もおられます。そして、その後それを活用される方もおられますので、ある程度の安定供給は責務として実施していくことが必要かと思っております。もちろん価格等が乱れないようにすることが必要でございますので、我々も供給調整会議等、外部の委員を交えて検討しており、慎重に対応していきたいと思っております。

○立花会長 森林整備部長、お願いします。

○齋藤森林整備部長 先ほどオープンデータ化の話で、個人情報保護法との関係もということがあつたので、補足をさせていただきますけども、令和7年3月に個情委とも整理をして、森林情報のオープンデータ化のガイドラインというのを取りまとめて、各都道府県にも配布をし、そういう形でより個人情報保護法に抵触しない範囲での取組をしっかりとやっていただくということは、今進めているところでございます。

それに加えて、これも委員のお話の中にも入っておりましたが、課税台帳の情報を利用したりする特例も森林法の中に位置付けていたりするんですけども、これが森林経営計画の作成とひも付いているところもありまして、それ以前の森林経営計画をしっかりと使いやすい形にしていくという話とも関連が深いかと思うんですけども、やはり集積・集約化を進めていくときに、経営計画が今まで間伐中心の施業の体系をベースにした経営計画、それが今、正に今回のテーマでもある主伐再造林時代で経営計画が使いやすい形になる。そういうことが経営計画の認定面積が減少していることに対する一つの解でありましょうし、集積・集約化で森林整備不要、対応検討中ということの出口もあると思いますし、前回、林田委員からもお話をあった、林業経営体を育成していく、そのツールとしての森林経営計画の役割というのもあると思っておりますので、そういったことも含めて見直しは検討していきたいと思います。

○立花会長 ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様に御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

おられないですか。

中島委員、お願いいいたします。残り15分ぐらいですので、是非それぞれ端的にまとめてお願ひします。どうぞ。

○中島委員 すみません、中島です。度々出ている議論のシカ柵、シカ対策のことについてですけども、現状、本当に去年まで青々と茂っていたのに、翌年行って見たら毛細状になってい

る現場というのは結構目にしますので、今現在、一番できる対策としては、防護柵、ネットの点検見回りというのは絶対必須だと思っていて、でもこれを新たにやるとなると大変なんです。下刈りのとき、1年ないし毎年下刈りには回るので、そのときは全体を巡るので必ずシカ柵の周りを通るので、その際にシカ柵の点検・ネットの補修というのを必須で入れていけば、少しでも翌年の対策になるのではないかなと思っています。例えば造林事業で間伐の選木あり・選木なしというふうに補助金の割りが変わるとと思うんですが、そういう形で下刈り、プラス点検・ネットの補修という項目もあれば良いのかなという点が一つ。

もう一点が、森林作業道、それを林内に私はずっと入れて木を搬出しているんですけども、そこを獣友会の方が使用することができれば、もっと軽トラは、つまりトラックが山の上まで、尾根まで上がることができるので、もっと楽に出せる、量を効率的にできるというお話があるんですけども、実際所有者の方は林野火災の心配から、できるだけ関係者以外を林内に入れたくないという考え方もありまして、私たちは休みの前にはトラックで作業道を塞ぐことをしているんですけども、もう少し所有者と林業事業体で獣友会との話し合いというか、その意見も共有しながら進めれば、もっとシカ害の対策も進めるのではないかと考えております。

以上です。

○立花会長　具体的な御提案、ありがとうございました。

河野委員、お願いいいたします。

○河野委員　御説明ありがとうございました。私は多分、今日の議題からは一番遠いところにいる消費者サイドの人間ですけども、お話を伺っていて、人の一生よりも長い生産期間と、それに比べて非常に短期間での材の消費を考えると、計画を立てる際にはその時間軸が重要であると改めて感じたところです。

個別施策への対応というのはそれぞれ納得感がございますが、この計画において近い将来、国内の森林がどう在りたいのか、全体像をもう少し分かりやすく整理いただければと思いました。今回の資料でも、産業としての林業についての対策、森林の持つ多面的機能の発揮に関する対応、そして森林を発生源とする社会的なリスク、自然災害の誘発ですとか獣害、林野火災などへの対策など、大きくくくって整理を頂いているんですけども、中には、先ほどの御発言にあったように、ネイチャーポジティブと獣害対策など、トレードオフの施策となる場合もある点などを、より分かりやすく整理して示していただくと有り難いと思いました。

それから、再造林に関する森林の持続可能性については、伐採と再造林は原則セットであるべきと考えますが、合法性や持続可能性を担保する要件がどこにどういう項目が設定されてい

て、それを適用した価値ある材がサプライチェーンの下流、つまり私たち消費者のところに実は届いていないという点は非常に課題だと思いますし、現場の努力がしっかりと消費の場に届くように、そしてそれが報われるような価格になるようにというところは大事だと思いました。

それから、あと2点申し上げます。農業においては多面的機能に対して法律で交付金制度が講じられていますが、国民生活で農業と林業での距離感というのは違うので一概には言えないと思いますが、現場の皆様のインセンティブになるような財政的な支援策については現在どのようにになっているのか、多面的機能維持に関して何らかの施策があるのかどうか、御教示いただければと思います。

それから最後、今後、計画全体を作り上げていく中で、記述いただけると思っていますが、国民にとっての森林や林業の価値について、特に多面的機能の発揮や防災、国土強靭化での寄与に関しては、今以上に教育課程の中でしっかりと次世代の皆様に伝えていくという視点を、今後取りまとめの際には入れていただきたい思います。

以上です。ありがとうございました。

○立花会長 ありがとうございました。

もうお一方いかがでしょうか。

土川委員、お願いいたします。

○土川委員 この資料の中でも今後の広葉樹の使い方というのが多々触れられておりますけども、学術分野で対象としているのはほとんど針葉樹なんです。材料としての広葉樹はややもするとなおざりにされている。木材組織という面からは広葉樹はユニークなのですが、この表とか見ますと、広葉樹を今後使っていかなければならないということは一目瞭然であります。資料1-3の6ページに広葉樹サプライチェーンの構築事例がありますが、これは岐阜県の飛騨市さんの方でされてます。是非こういう取組の中に産官学の連携を導入し、家具だけではなく、新しい材料としての付加価値が高められるような研究開発が今後進められたらいいのではないかと思います。一言で結構ですので、そういったワードを入れていただけると、今後の新たな展開が意識できると思いました。

以上です。

○立花会長 ありがとうございました。正に飛騨高山では産官学で連携し合っています、広葉樹材を使うために。

事務局から御回答お願いします。なるべく手短にまとめていただけると有り難いです。

○諏訪整備課長 整備課長でございます。

先ほど中島委員からシカ柵と森林作業道の件について、お話を頂きました。

シカ柵につきまして、張った後の維持管理という話は、我々のところも耳にしているところでございます。ただ、単純な維持管理に補助を出すというのは正直厳しいのが現状でございます。そこは地域でいろいろ工夫していただく点もあると思っております。補助の中で工夫でないとすれば、単純な維持管理的なものではなくて、改良するようなもの、改良には内容も様々あると思いますが、そういうものについて必要な御支援をさせていただいている。下刈りのときに柵を見て、何か災害でやられたようだとか、若しくは今のものでは足りないからよりいいものにしようかという形で出てくるのであれば、今の柵では役に立っていなかったからこうしようというものであれば、またそこは御支援できる内容もあるのかと思っております。

また、森林作業道を獣友会が使用するという件について、森林作業道はどちらかというと公的なものというよりも所有者のものですので、所有者の方とか、若しくは森林経営計画を立てていらっしゃる方と獣友会の方が、連携を取っていただければ利用は可能ではないかと思っております。

また、河野委員から、農業の方の例を引きながら、多面的機能に対する森林についての国の助成はどうなのかというお話をございました。

例えば農業の場合は農作物、物を作ること自体に対しては支援はないと思いますけども、我々森林の場合は森林整備を所有者が行うこと自体が多面的機能に対して直接影響ございますので、そういう森林整備に対して、森林所有者であるとかそういう森林経営計画を作った人に対して直接支援をしている、正にこれが多面的機能発揮への国の直接的な支援、所有者であつたり計画作った人に対する支援だと思っているので、正にこれがその最たるものと思ってございます。

以上でございます。

○土居計画課長 計画課長です。

河野委員から国内の森をどういうふうに、どうあるべきかというお話を頂きました。正に森林・林業基本計画というのはそういうものだと思っておりますので、これまでの御議論、御意見いただいた内容も踏まえながら、しっかりと取りまとめに向けてお示しをしていければと思います。国民にとっての森林の価値を伝えていくという視点も含めて、そのようにしてまいりたいと思います。

もう一つ、再造林、伐採後、セットだということや合法性というはどういう意味なのかということですが、森林計画上若しくは保安林制度上の合法性ということに国内ではなりますの

で、伐採・造林の届出というものがございますから、市町村森林整備計画で定めているような伐採の方法、過度に面積を伐っていないか、そうした基本的なルールを守っているかという伐採の面と、あとは、更新については、先ほど来てている効率的な施業を行うところはしっかりと造林をしていただくということを求めていきますが、それ以外については、しっかりと天然の更新がなされていればオーケーだというところですので、そうしたことをしっかりと確認しながら、更新をされているか、そういう計画になっているかということを確認していくということは合法性になると思います。その他森林経営計画や開発行為についても、同様の基準を守っているかということが合法性があるということになってまいります。それを山側で確認をしたものを木材の方で守られているかということは、クリーンウッド法という形で情報を伝達していくという仕組みができましたので、それがしっかりと消費者につながっていくようにしてまいりたいと思います。

あと、土川委員から広葉樹のお話を頂きました。今回、森林整備のパートですので、このような書き方をしたというところもございますけども、従来、木材のパートでも広葉樹のお話が出てまいりました。こうした形で、山側だけではなく利用するところも含めて、しっかりと記載してまいりたいと思います。

○村上治山課長 治山課でございます。

森林の防災機能、教育の中でしっかりと伝えていくことの重要性、御指摘いただきました。正にそのような視点、重要だと考えております。今、小学校5年生で林業についてカリキュラムが組まれていると認識していますが、森林の保全対策の重要性などについても、どういう形で示せるのかも含めて、少し検討していきたいと考えております。

○立花会長 よろしいでしょうか。

すみません、今ここで少し話したんですけども、今17時28分になりました、定刻になりましたが、すみません、もう少しだけ。できれば10分以内で終わりたいと思いますけども。

小野委員と斎藤委員、澤田委員、林田委員から御発言がないのですが、もし御発言の希望があればここで出していくだけだと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここまでですかね。ありがとうございました。恐らくまだ御発言をされたい方もおられると思いますが、定刻になりましたのでここまでとさせていただいて、そのほかのところ、何か事務局からございますでしょうか。

よろしいですね。ありがとうございました。

それでは、最後に私から一言申し上げたいと思います。まず、活発な御意見等をありがと

うございました。

今回の基本計画に係る資料ですが、いろいろと変更されているところがあります。例えば再造林率の計算の仕方を、見せ方を変えようということもございますし、それもなるべく実態に即する形にしていこうということ。あとは、私からも御質問させていただいた目標の示し方は、かつては天然林、人工林でした。それを今のような形に変えてきたんですけども、それをもう一回戻す、戻した上で天然林については、里山的なところと原生的なところに分ける形でいこうということです。これまでとは大きく変わった内容での基本計画になっていくということになると思います。

藤掛施策部会長からもお話をありましたけども、正に森林、林業、木材の利用に対する局面が変わってきたているということだと思います。人工林の51年生以上がかなり多くなってきて、更に増えていくと考えられる。しっかりとそこを利用しながら再造林をしていく。土川委員からも今お話をありましたけども、天然林についても、特に広葉樹についてはもっとしっかりと伐採して、使っていった方がいいと。里山的なところは伐採して使っていこうという、こうしたことを基本計画の今日の資料の中では明確に示されていると思いました。

これは非常に重要な方向性だと思っておりまして、年明けに開催される林政審議会の中でこういったことが具体的に文章として、出てくることになると思いますので、そのときにまたそれぞれのお立場からしっかりと御提案や御意見を頂いて、よりいいものにしていかなければと考えております。

ということで、簡単ですけども、私の最後まとめとさせていただいて、あとは、恒例となつておりますけども、小坂長官からお願ひします。

○小坂長官 どうも皆さん、お疲れさまです。本当に今日も多岐にわたって具体的に、示唆に富んだ御意見を頂いたと思っております。こういうものを反映して基本計画につなげていきたいと思います。

今日、私、皆さんのお話を聞いて自分なりに思ったことや、一言加えたいと思うことを何点かお話しさせていただきたいと思います。

まず最初に、安藤委員から、ボーナス期で今行わなければ、そのためのモチベーションというお話をありました。ボーナスではなくて、基本給にしっかりと反映されるような形にしなければと思いながら聞いていましたし、その言葉は正にこの基本計画、今立てる中で非常に重要な部分だと。やはり今日の話の中にも気候変動、CO₂の問題、生物多様性の問題、国土保全の問題、さらには、多くの人たちの心の癒やしの問題、いろんなことで森林が注目を浴びて、

ある意味追い風が吹いているわけです。その追い風を安藤委員の言葉で言うと、実際山で頑張る方々のモチベーションに変えていくということが極めて重要で、そういうメッセージをこの基本計画の中で打ち出していけたらなと思います。それが平井委員のメモにあったように、未来に希望をもてる基本計画ですし、河野委員の言われた国民への伝わる基本計画につながっていくと思いました。

それと、今日、やはりシカの指摘が非常に多く出ましたし、本当にシカをディフェンスすること、シカ自身を減らさなければならぬ、しっかりととした頭数管理の下でですけども。そういう御意見があって、例えば川上委員からは、那須の森林組合では、作業員に狩猟免許を取ることを促している。地域の方々と一緒にシカを捕っていく、こうした視点ももっと入れていかなければいけないと、お話を聞いて思いました。

出島委員からは、生物多様性の関係で本当にいいお話を頂いて、自分自身もなかなか答えが出ないので、やはり生物多様性を評価するときに、林業で回すところと回さないところ、まとめてランドスケープで評価しなければいけない。生物多様性を高めるための林業指針というのを出させていただきました。これは、どちらかというと施業地レベルの生物多様性につながることなので、そうではなくてランドスケープベースでどうかという評価は課題だと思っていました、それについては今回も、資料の中で実はモニタリング調査の結果を出させていただいたんですけども、ああいうモニタリング調査で、ランドスケープにしては大き過ぎますが、我が国全体で生物多様性がどうなっているかということを検証するか、あとは地域森林計画、流域レベルで検証するか、そういうことをしていくことの示唆が含まれていたと思いましたし、あとはグリーンインフラやEco-DRR、我々のやっていることがグリーンインフラでEco-DRRと思っているので、あえて言わないところがあって、逆にそれはもったいないと思いますので、それはやはりしっかりと基本計画の中でもそういうことを言うことが有用だということを気付かせていただきました。

あと、上月さんから安定供給、答えがあったかどうか分かりませんが、巻き込まれて、振り回されて赤字というようなお話をあって……

○上月委員 そこまで言っていないです。

○小坂長官 私の捉え方が違っているかもしれません、安定供給はやはり事業者との間でしっかりと話をしなければいけないとと思います。そのときに安定供給の代わりにしっかりと価格交渉するとか、そういうことが極めて重要で、前回か前々回に御議論していただいたように、そういうコストであるとか持続性であるとか、そういうことが共有できるやっぱりサプライチ

エーンを作っていくかということが重要だと思っていますので、安定供給をしながら、やはりきっちり供給側にもメリットがあるような、そういうワイン・ワインの体制を作っていくということを、これも基本計画に入れていいかと思います。

大内さんから、市町村によっては課税台帳のデータがもらえないといったお話をありましたけども、それを個別に、多分計画課の方に言っていただいて、そういうことがないように、制度的には使えるようになっているわけですから、していきたいと思います。

あと、藤掛先生からボトムアップの話がありました、計画制度で。僕も計画制度、結構長くやっていたものですから一言言いますと、今の計画制度でボトムアップをイメージをしてやつたのは、ゾーニングなんです。ゾーニングは市町村にやっていただいて、それがある意味データになって、我が国全体の伐採量、造林量に多分つながっていくというのが、当時結構悩んだんですけども、ゾーニングは、数字は下ろすんじゃなくて下から上げていただく、そういうのも計画制度の一つのボトムアップかなというふうに思います。

いずれにしても、いろんないい御意見を頂きましたので、やはり関係者が未来に向かって元気に頑張れるような形で反映していきたいというふうに思いました。次回以降は、具体的な計画の中身であるとか、多分数字的な目標であるとか、そういう議論になってきますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○立花会長 ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の林政審議会の議事を終了いたします。

委員の皆様におかれては、長時間にわたりましたが、本当に大変活発に御意見をいただきまして、ありがとうございました。あと、4名の委員には残念ながら御発言の機会を、時間を取りませんでした。次回はそういうことがないように、なるべくスムーズに進めていきたいと思っております。

本日は本当ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○小島林政課長 立花会長、ありがとうございました。

次回につきましては、2月20日10時から林政審議会を実施し、同日午後2時から施策部会を開催予定でございます。後日、事務局より出欠確認の御連絡をいたしますので、委員の皆様方におかれましては、御出席の御検討をよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心な御審議を頂きまして、誠にありがとうございました。

ございました。

午後 5 時 38 分 閉会